



第5次北海道食の安全・安心基本計画

<案>

令和6年（2024年）2月
北 海 道

目 次

第1部	北海道食の安全・安心基本計画について	1
第2部	食の安全・安心をめぐる情勢と施策の体系	
1	食の安全・安心をめぐる情勢	4
2	食の安全・安心を確保するための施策の体系	7
第3部	講じる施策	
第1	食の安全・安心のための基本的施策の推進	
1	情報の提供	10
2	食品等の検査及び監視	12
3	人材の育成	14
4	研究開発の推進	16
5	緊急の事態への対処等に関する体制の整備等	18
第2	安全で安心な食品の生産及び供給	
1	食品の衛生管理の推進	20
2	農産物等の安全及び安心の確保	22
(1)	クリーン農業及び有機農業の推進	
(2)	遺伝子組換え作物の栽培による交雑及び混入の防止	
(3)	家畜伝染病の発生の予防及びまん延の防止	
3	水産物の安全及び安心の確保	30
(1)	生鮮水産物の鮮度の保持	
(2)	貝類の安全確保	
4	生産資材の適正な使用等	32
(1)	農薬の適正な使用等	
(2)	動物用医薬品の適正な使用等	
(3)	飼料及び飼料添加物の適正な使用と良質な飼料の確保	
5	生産に係る環境の保全	35
(1)	農用地の土壌汚染の防止	
(2)	水域環境の保全	
(3)	地下水の汚染の防止	
第3	道民から信頼される表示及び認証の推進	
1	適正な食品の表示の促進等	38
(1)	食品の表示に関する監視体制の整備、適正な表示の促進	
(2)	食品の生産過程の情報の記録、保管等の促進	
2	道産食品の認証制度の推進	41
第4	情報及び意見の交換、相互理解の促進等	
1	情報及び意見の交換等	43
2	食育及び地産地消の推進	44
(1)	食育の推進	
(2)	地産地消の推進	
3	道民からの申出	48
第4部	計画の推進体制	49
指標一覧		50
参考資料		54

第1部 北海道食の安全・安心基本計画について

1 計画策定の趣旨

この計画は、「北海道食の安全・安心条例」（平成17年3月制定。以下「条例」という。）に基づき、食の安全・安心に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、中期的な施策の目標や内容を明らかにするものです。

道ではこれまで、4次にわたり計画を策定し、各般の施策に取り組んできました。

近年、気候変動の進行による農産物の生産可能地域の変化や異常気象による大規模な不作等、さらには、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴うサプライチェーン（供給網）の混乱やロシアによるウクライナ侵略等による食料安全保障リスクの増大、家きん飼養農場で発生が続いた高病原性鳥インフルエンザによる卵の供給不安など、食料の安定確保に関する消費者の関心が高まっているほか、食品への異物混入や農薬等の残留など、食の安全・安心を脅かす事案は依然として発生しています。

条例の前文にあるとおり、食は人の生命の基本です。道としては、消費者が日常生活の中で安全で安心な食品を適切に選択、摂取し、心身の健康を維持していけるよう、食をめぐる様々な情勢の変化を踏まえ、引き続き、条例に基づく施策を的確に推進していく必要があると考えます。

このため、道は、知事の附属機関である「北海道食の安全・安心委員会」をはじめ、道民の方々から多くの意見をいただき、食料の安定供給と環境負荷の低減の両立を図りながら、食の安全確保の取組と食のサプライチェーンへの理解を含むコミュニケーションの強化により、食の安全・安心の確保を図ることとして、この第5次計画を策定し、条例に定める施策ごとに、施策の目標や具体的な取組などを示しました。

今後、本計画に基づく取組を、関係者と役割分担しながら、一体となって進めていきます。

2 計画の位置付け

- ・ 条例第9条に基づき、食の安全・安心に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、施策の目標及び内容を定めるものです。
- ・ 「北海道総合計画」の特定分野別計画として、北海道の食の安全・安心に関わる政策の基本的な方向や主要施策を示すものです。
- ・ 「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」（平成22年法律第67号）第41条第1項に基づく、いわゆる「地産地消促進計画」に位置付けるものです。
- ・ 平成30（2018）年12月に策定した「北海道SDGs推進ビジョン」に沿って、多様な主体と連携・協働しながら、北海道全体でSDGsの推進を図ることとしており、本計画は、「持続可能な開発目標（SDGs）」の主に以下のゴール（ターゲット）の達成に資するものです。

- ・ ゴール2（ターゲット2.1）
- ・ ゴール12（ターゲット12.3）
- ・ ゴール17（ターゲット17.14、17.17）



〈関連する主な計画等〉

【総合計画】

- 北海道総合計画：平成 28～令和 7 年度（総：計画推進課）

【重点戦略計画】

- 第 2 期北海道創生総合戦略：令和 2～6 年度（総：計画推進課）

【特定分野別計画】

- 第 4 期北海道科学技術振興基本計画：令和 5～9 年度（総：科学技術振興課）
- 北海道環境基本計画（第 3 次）：令和 3 年度～概ね 10 年（環：環境政策課）
- 第 3 次北海道消費生活基本計画：令和 2～6 年度（環：消費者安全課）
- 北海道健康増進計画「すこやか北海道 2 1」：令和 6～17 年度（保：地域保健課）
- 北海道食の輸出拡大戦略＜第Ⅲ期＞：令和 6～10 年度（経：食産業振興課）
- 北海道観光のくにつくり行動計画（第 5 期）：令和 3～7 年度（経：観光振興課）
- 第 6 期北海道農業・農村振興推進計画：令和 3～7 年度（農：農政課）
- 北海道水産業・漁村振興推進計画（第 5 期）：令和 5～9 年度（水：総務課）
- 北海道森林づくり基本計画：令和 4～13 年度（水：総務課）
- 全道みな下水道構想Ⅴ：令和 5 年度～（建：都市環境課）
- 北海道教育推進計画：令和 5～9 年度（教：教育政策課）
- 北海道特用林産振興方針：平成 30～令和 8 年度（水：林業木材課）

【施策別計画】

- 北海道循環型社会形成推進基本計画（第 2 次）：令和 2～11 年度（環：循環型社会推進課）
- 北海道廃棄物処理計画（第 5 次）：令和 2～6 年度（環：循環型社会推進課）
- 第 5 次北海道食育推進計画：令和 6～10 年度（農：食品政策課）
- 北海道食品ロス削減推進計画：令和 3～12 年度（農：食品政策課）
- 北海道クリーン農業推進計画（第 7 期）：令和 2～概ね 5 年間（農：食品政策課）
- 北海道有機農業推進計画（第 4 期）：令和 4～8 年度（農：食品政策課）
- 北海道家畜排せつ物利用促進計画：令和 3～12 年度（農：畜産振興課）
- 第 8 次北海道酪農・肉用牛生産近代化計画：令和 3～12 年度（農：畜産振興課）

【その他】

- 北海道 SDG s 推進ビジョン：2030 年（目標年）（総：計画推進課）

3 計画の期間

令和6年度（2024年度）から10年度（2028年度）までの5年間とします。

社会経済情勢の変化等によって、計画の変更が必要になった場合には、道民からの意見や北海道食の安全・安心委員会等の意見を聴いて見直しを行います。

第1次～第4次計画の策定と食料安全保障に関する主な出来事	
平成5年（1993年）	記録的な冷夏による不作により平成の米騒動が発生
平成13年（2001年）	国内で初めてBSEが発生
平成17年（2005年）	北海道食の安全・安心条例制定、第1次計画策定
平成20年（2008年）	輸入麦高騰で道産小麦に需要集中
平成21年（2009年）	第2次計画策定
平成25年（2013年）	日本がBSE清浄国の認定を受ける
平成26年（2014年）	第3次計画策定
平成28年（2016年）	3台風の上陸による作物被害でポテチショックが発生
平成30年（2018年）	北海道胆振東部地震によるブラックアウトで牛乳不足に
平成31年（2019年）	第4次計画策定
令和2年（2020年）	新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴うサプライチェーン（供給網）の混乱
令和4年（2022年）	ロシアによるウクライナ侵略等による農産物や生産資材の価格高騰等
令和5年（2023年）	高病原性鳥インフルエンザによる鶏卵の供給不安が発生

第2部 食の安全・安心をめぐる情勢と施策の体系

1 食の安全・安心をめぐる情勢

(1) 社会情勢の変化

○ 世界の食料情勢の変化による食料安全保障上のリスクの増大

世界の食料需給については、世界的な人口増加や新興国の経済成長等により食料需要の増加が見込まれる中、地球温暖化等の気候変動の進行による農産物の生産可能地域の変化や異常気象による大規模な不作等が食料供給に影響を及ぼす可能性があり、中長期的に逼迫が懸念されます。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴うサプライチェーン（供給網）の混乱に加え、ロシアによるウクライナ侵略等による農産物や生産資材の価格高騰や安定供給への懸念など、我が国の食料をめぐる国内外の状況は刻々と変化しており、食料安全保障上のリスクが増大しています。

○ 食品価格の高騰

世界的な食品価格の上昇に加え、原油価格の上昇や為替相場の影響などにより、我が国の穀物等の輸入価格が上昇しています。

こうした中、生鮮食品を除く食料の消費者物価指数は令和3年7月以降、上昇傾向で推移し、令和5年11月には115.2まで上昇しました。（基準年：令和2年）

○ 食品アクセスの問題の顕在化

我が国の経済成長が停滞する中で、物価の高騰が進み、健康的な食生活の実現を妨げる問題が発生しています。

また、人口減少・高齢化が進行し、小売業や物流の採算がとれない地域を中心に、食品を簡単に購入できない「買い物困難者」等が発生しており、さらに「物流の2024年問題」によって物流コストの増加は不可避となっており、問題がより深刻化することも懸念されます。

○ 持続的な食料システム構築の声の高まり

国内の食料・農林水産業が、大規模自然災害の増加や地球温暖化、生産者の減少等の生産基盤の脆弱化・地域コミュニティの衰退等の課題に直面するとともに、諸外国でもSDGsや環境を重視する動きが加速し、あらゆる産業に浸透しつつある状況にある中、食料の安定供給や農林水産業の持続的発展と地球環境の両立が求められており、国が示した「みどりの食料システム戦略」の推進により、持続可能な食料システムを構築していくことが急務となっています。

(2) 食の安全・安心を取り巻く状況

○ 食に関わる主な出来事

第4次「北海道食の安全・安心基本計画」の期間中に発生した、食の安全・安心等に関する主な出来事として、

- ・道内の家きん飼養農場で高病原性鳥インフルエンザが発生
- ・食品の原材料や原産地に関する不適正な表示
- ・ゲノム編集技術を活用した農水産物の販売開始
- ・政府が ALPS 処理水の海洋放出を開始

などが挙げられ、食の安全・安心に対する一層の信頼確保が求められています。

○ 食品の安全を確保するための基準や法令等の制定・改正

① 改正食品衛生法の完全施行

食をとりまく環境変化や国際化等に対応して食品の安全を確保するため、食品衛生法が改正され、令和3年6月に完全施行されました。

本改正により、原則としてすべての食品等事業者に「HACCP に沿った衛生管理」の実施が求められるようになりました。

② みどりの食料システム戦略の策定及びみどりの食料システム法の施行

国は令和3年5月に持続可能な食料システムの構築に向け、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現することをめざす「みどりの食料システム戦略」を策定しました。

また、令和4年7月に「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（みどりの食料システム法）」が施行され、農林漁業に由来する環境への負荷の低減を図るために行う事業活動等に関する計画の認定制度などが設けられました。

道では令和4年12月に179市町村と共同で「農林漁業における環境負荷低減事業活動の促進に関する北海道基本計画」を策定し、農村漁業者の環境負荷低減事業活動などの促進を図っています。

③ 食品の表示に関する法令の制定

・ 全ての加工食品の原料原産地表示義務化

平成29年9月に食品表示基準（内閣府令）が一部改正され、令和4年4月1日から、一部の加工食品のみに義務付けられていた原材料の原産地表示が、輸入品等を除く全ての加工食品に拡大されました。

- ・ **遺伝子組換え食品表示制度の厳格化**

平成 31 年 4 月に食品表示基準（内閣府令）が一部改正され、令和 5 年 4 月 1 日から、遺伝子組換え農産物の分別生産流通管理を行い、意図せざる混入を 5 % 以下に抑えている大豆ととうもろこし等（それらを原材料とする加工食品）に認められていた「遺伝子組換えでない」などの表示が、遺伝子組換えの混入がないと認められるもののみが可能とされ、条件が厳格化されました。

- ④ **我が国における国際水準 G A P の推進方策の策定**

国は、食料・農業・農村基本計画（令和 2 年 3 月閣議決定）に掲げた「令和 12 年までにほぼ全ての産地で国際水準 G A P を実施」の実現に向けて、令和 4 年 3 月に「我が国における国際水準 G A P の推進方策」を策定しました。

- ⑤ **北海道の条例等の制定・改正**

- ・ 「北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例」の改正

近年、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（カルタヘナ法）」の承認を得て、遺伝子組換えの観賞用の花きが国内で販売されるようになりました。

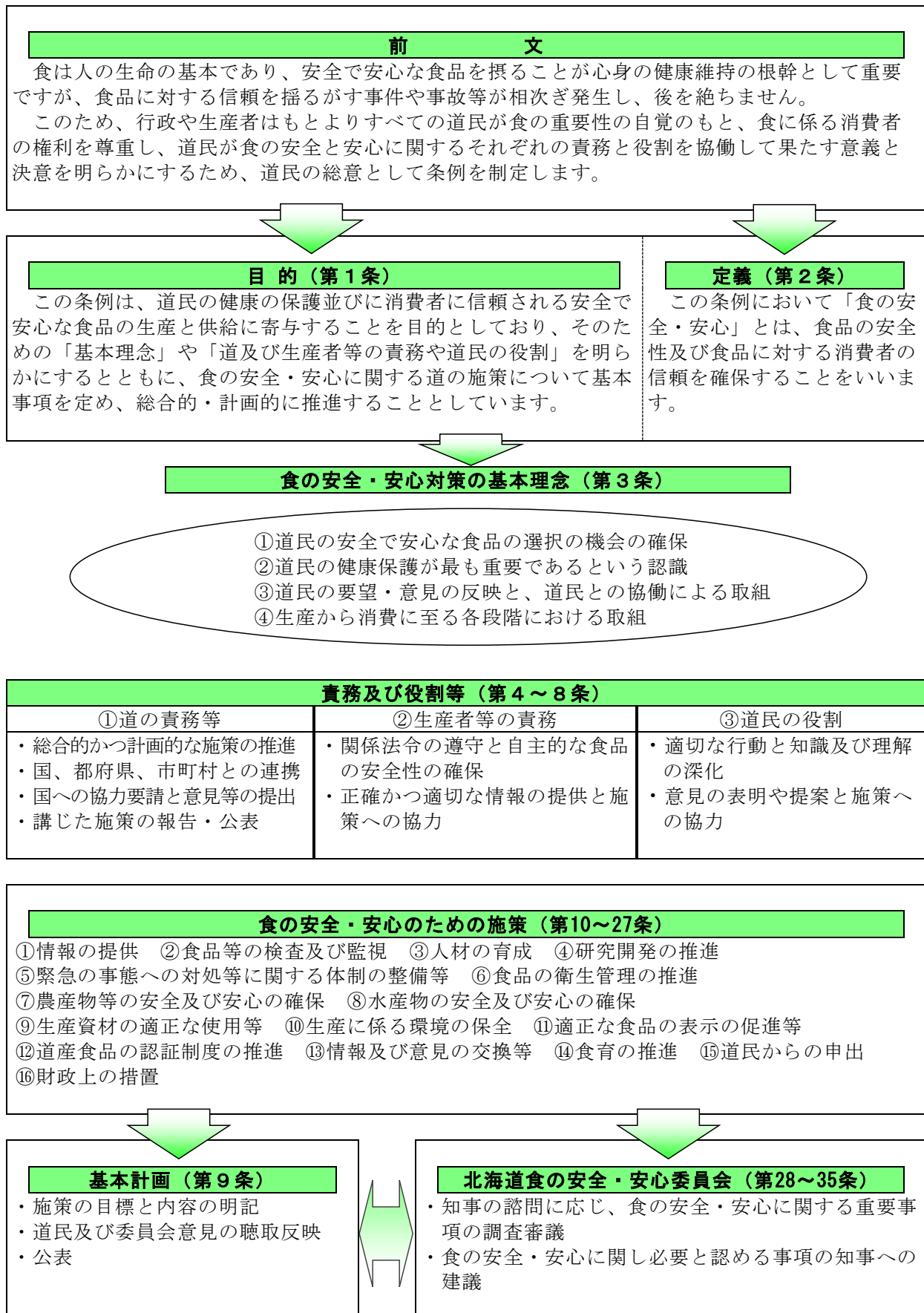
このため、道では、令和 4 年 7 月、「北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例」の適用対象を、カルタヘナ法で承認された「食用、飼料用及び隔離ほ場における栽培」とし、観賞用の花きなどは条例の規制の対象外とし、食の安全・安心を守るための条例であることを明確にする改正を行いました。

- ・ **北海道食品ロス削減推進計画の策定**

「食品ロスの削減の推進に関する法律」（平成元年 5 月制定）及び「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」（令和 2 年 3 月公表）を踏まえ、道では、消費者や食品関連企業者等、関係機関・団体など様々な道民の方々の理解と参加・行動により、食品ロス削減に向けた効果的な施策を推進するため、「北海道食品ロス削減推進計画」を令和 3 年 3 月に策定しました。

2 食の安全・安心を確保するための施策の体系

(1) 北海道食の安全・安心条例の概要



(2) 施策推進の視点

近年の食の安全・安心をめぐる情勢の変化に対応するため、取組の推進にあたり、配慮すべき視点を定め、各種施策を講じることとします。

○ 施策推進の4つの視点

- ・ 環境保全と安全な食料の安定供給の両立
- ・ 食のサプライチェーンに関する理解促進
- ・ 衛生管理等による継続的な食の安全性確保
- ・ 情報共有や意見交換のより効果的な推進

講じる施策のポイント（第3部より抜粋）

・ 食の安全・安心のための基本的施策の推進（第3部の第1）

第4次「北海道食の安全・安心基本計画」期間中、道内の家きん飼養農場での高病原性鳥インフルエンザの発生やゲノム編集技術を活用した農水産物の販売開始などの出来事があり、食の安全・安心に対する一層の信頼確保が求められています。

その一方で、生産から消費までの様々な分野にわたって食に関する情報があふれており、道民の情報入手の手段も多様化していることから、消費者が食に関する情報を適切に選択できるよう様々な情報媒体を活用して食の安全・安心に関する情報を広く提供するとともに、食中毒予防をはじめ、人材の育成や研究開発といった食の安全・安心のための基本的な取組を継続します。

・ 安全で安心な食品の生産及び供給（第3部の第2）

世界の食料情勢の変化による食料安全保障上のリスクの増大やSDGsなど環境を重視する動きが加速していることなどを踏まえ、消費者や生産者の相互理解のもとで、安全な食料の安定供給や食料・農林水産業の持続的発展と地球環境の両立を図るため、GAPやHACCPなど食品関係事業者自らの責任による自主衛生管理などの取組を推進するほか、地域の有機質資源の安全性・品質の確保と有効利用を推進します。

・ 道民から信頼される表示及び認証の推進（第3部の第3）

食品の表示や認証は、消費者が食品を購入する際の重要な判断材料であるとともに、生産者にとっても原料の原産地などの情報を消費者に伝えられることから、食品表示制度の普及啓発を継続するとともに、電話やウェブフォーム等により広く食品表示に関する情報や問合せを受け付け、不正を見逃さない監視体制を充実します。

・ 情報及び意見の交換、相互理解の促進等（第3部の第4）

食をめぐる情勢が変化する中、食の安全・安心の確保を図るためには、食品の生産から消費に至る各段階で、関係者による食品の安全に関する情報の共有や相互の意思疎通が必要なことから、リスクコミュニケーションの効果的な実施に加え、食育活動を通じ、食材が食卓に上がるまでの過程に関する理解の促進などの取組を推進します。

(3) 施策の体系図



第3部 講じる施策

第1 食の安全・安心のための基本的施策の推進

第4次「北海道食の安全・安心基本計画」期間中、道内の家きん飼養農場での高病原性鳥インフルエンザの発生やゲノム編集技術を活用した農水産物の販売開始などの出来事があり、食の安全・安心に対する一層の信頼確保が求められています。

その一方で、生産から消費までの様々な分野にわたって食に関する情報があふれており、道民の情報入手の手段も多様化していることから、消費者が食に関する情報を適切に選択できるよう様々な情報媒体を活用して食の安全・安心に関する情報を広く提供するとともに、食中毒予防をはじめ、人材の育成や研究開発といった食の安全・安心のための基本的な取組を継続します。

1 情報の提供

第10条 道は、食の安全・安心に関する情報の収集及び分析を行い、正確かつ適切な情報を道民に提供しなければならない。

<現状>

安心に対する道民の関心は一層高まる中、生産から消費までの様々な分野にわたって食に関する情報があふれており、道民にとっては、適切に情報を選択していくための食に関する知識を習得する機会の充実が求められています。

このため、道では、食の安全・安心に関する情報の収集及び分析を行い、日常的に広報紙やインターネット等により広く速やかに提供しています。

また食品の安全性に関わる緊急事態発生の際には必要な情報を迅速に発信するとともに、国や関係者と連携して健康被害の防止や社会的影響の軽減に努めることとしています。

<施策の目標>

国や他の地方公共団体等が提供する、食の安全・安心に関する情報について、積極的に収集・分析するとともに、関係部局・機関と連携して、食の安全・安心に関する適切な情報を分かりやすく、速やかに提供します。

<主な取組>

① 食の安全・安心に関する情報提供

- 食の安全・安心に関する正確かつ適切な情報を提供するため、道のホームページに「北海道食の安全・安心ポータルサイト」を設置し、分かりやすく、速やかな情報提供に努めます。（農：食品政策課）

- 国や道などの機関が実施している食の安全・安心に関する施策や道内の取組に関する情報を道のホームページ等で提供するとともに、消費者の関心の高い食品や苦情・問い合わせのある食品に係る安全性、品質等のテスト・調査結果などの情報について、道立消費生活センターのホームページなどにより提供します。（環：消費者安全課、水：水産経営課、保：食品衛生課）
 - 食品の安全性確保等に関する機関誌を発行し、有毒植物や毒キノコ、ノロウイルス等による食中毒予防を普及啓発します。（保：食品衛生課）
 - 食品衛生上の危害の発生を防止するため、全道で確認された食中毒や違反食品事例について、道のホームページ等を通じて公表します。（保：食品衛生課）
 - 食に関する情報を広く提供するため、道の広報紙やインターネットのほか、食に関する団体の情報誌など、様々な情報媒体や、各種イベントの場を活用します。（関係全課）
- ② 食に関する知識の習得機会の充実
- 地域における生涯学習や健康増進の活動などとも連携し、「食」や「農林水産業」に対する学習機会の提供を推進します。（保：地域保健課）
 - イベントやガイドブック、リーフレットや道のホームページ等を通じて、食中毒予防やHACCPなどに関する知識の習得機会を提供します。（保：食品衛生課）
 - 食に関する知識を習得する機会を充実するため、講習会などを実施します。（環：消費者安全課、保：食品衛生課、水：総務課、農：食品政策課）

食の安全・安心に関する道の施策等のホームページ

北海道食の安全・安心ポータルサイト

(<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/shs/enzenansinsaito.html>)



2 食品等の検査及び監視

第11条 道は、食品等の安全性及び食品の表示に対する消費者の信頼の確保を図るため、総合的かつ計画的な食品等の検査及び監視又は指導その他の必要な措置を講ずるものとする。

<現状>

食品の安全性に対する消費者の関心は、腸管出血性大腸菌O157等による食中毒事案、食品衛生上危惧される食品の流通事案、食品の異物混入事案の多発などによって、ますます高まっています。

食品の安全性を確保するためには、農林水産物の生産から食品の製造、流通、販売・提供に至る各段階で、食品の安全性に関する情報を収集するとともに、関係機関等が連携して食品等の検査や監視指導などを進めることが必要です。

食品の製造や販売などの流通段階において、食品衛生法に基づき毎年度「北海道食品衛生監視指導計画」を策定し、（総合）振興局保健環境部保健行政室・地域保健室（以下「道立保健所」という。）、道立食肉衛生検査所が、食品の検査や食品関係施設等の監視指導を行っています。

また、食品の表示については、食品表示法により消費者が食品を安全に摂取し、自主的かつ合理的に選択するために必要な食品に関する表示の基準が定められており、基準等の遵守状況の監視や違反に対する指導等を行っています。

道内では、毎年、食中毒事件や食品衛生法に基づく規格基準の違反事例が発生しており、これらの発生状況を踏まえた重点的な取組を計画的に実施し、安全な食品の生産、流通を確保していくことが重要です。

<施策の目標>

道内で生産された食品はもとより、道外産食品及び輸入食品を含めた道内に流通する食品全般について、微生物や食品添加物、残留農薬などの検査を実施するとともに、食品の生産から製造、流通、販売・提供に至る各段階で食品関係施設等の監視指導を適切に実施します。

食品の表示については、積極的な情報の収集や調査の実施により監視を行い、立入検査の実施や違反に対する指導等を通じて、表示の適正化を図ります。

<主な取組>

- ① 食品等の検査の実施（保：食品衛生課）
 - 「北海道食品衛生監視指導計画」に基づき、道立保健所や道立食肉衛生検査所が計画的に食品の検査を実施します。
 - 道内で生産、製造、加工、調理、販売される食品について、道立保健所、道立食肉衛生検査所及び道立衛生研究所において、食品衛生法に基づき、微生物や食品添加物、残留農薬・動物用医薬品などの検査を実施します。
 - 浅漬けや生食用食肉をはじめ、加熱せずにそのまま喫食する食品について、腸管出血性大腸菌の検査を実施します。
- ② 食肉検査及び食鳥検査の実施（保：食品衛生課）

- 道立食肉衛生検査所及び道立保健所のと畜検査員・食鳥検査員が、と畜場法、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づき、と畜検査や食鳥検査を行い、病気などで食用に適さない家畜等を排除します。
- 検査で得られた様々な情報について、健康な家畜の生産に有益なデータとして、生産現場にフィードバックします。
- B S E対策として、月齢による牛の分別管理やと畜処理工程における特定部位の除去及び適正な取扱いについて指導します。

③ 監視指導の実施及び自主衛生管理の推進（保：食品衛生課）

- 北海道食品衛生監視指導計画に基づき、道立保健所、道立食肉衛生検査所などが計画的に食品関係施設の監視指導を実施します。
特に、大規模な学校給食施設や食品製造施設など大量又は広域的に流通する食品を取り扱う施設等に対しては、道立保健所に設置した生活衛生監視指導班が計画的かつ効率的に監視指導を実施します。
また、夏季に発生しやすい食中毒等の発生防止を図るほか、大量に食品が流通する年末において積極的に食品衛生の向上を図るため、夏季・年末一斉監視を実施します。
- 食品等の検査や施設の監視の結果、食品衛生法に基づく規格基準等の違反を発見した場合には、行政処分等必要な措置を講じ、当該違反食品の流通の防止や排除を実施します。
- 衛生管理の徹底やH A C C Pに沿った衛生管理の取組を支援するため、食品等事業者に対し、施設の立入検査時の指導や講習会等の開催、道のホームページなどによる普及啓発を実施します。

④ 適正な食品表示の促進

- 食品の製造・販売者、飲食店等の事業者や消費者等に対し、表示関係法令に基づく食品表示制度の普及啓発に努めます。（環：消費者安全課）
- 食品の製造・販売事業者や飲食店等事業者等に対し、表示が関係法令に基づき適切に行われているか調査や監視を行い、違反・不適切事案については法令に基づく措置や指導を実施します。（環：消費者安全課）
- 遺伝子組換え食品、アレルギー物質、食品添加物などの検査を行い、食品の表示が正しく行われているか確認します。（保：食品衛生課）

北海道食品衛生監視指導計画の概要（令和5年度）

重点的な取組事項

（1）H A C C Pに沿った衛生管理の取組支援

- ①取組状況の確認及び技術的支援、②人材の育成、③普及啓発

（2）大規模食中毒等発生防止対策

- ①腸管出血性大腸菌、②カンピロバクター属菌、③ノロウイルス、④毒草及び毒キノコ、⑤寄生虫（アニサキス）

3 人材の育成

第12条 道は、食品の安全性、地域の食文化等食の安全及び安心に関する専門的な知識を有する人材を育成するために必要な措置を講ずるものとする。

<現状>

食品の安全性の確保や地域の食文化の継承などを図っていくためには、生産から消費に至るそれぞれの段階における取組を着実に進めることのできる専門的な知識を有する人材の育成・確保が必要です。

このため、道では、農薬の適正な使用を指導する農薬指導士などの育成や、衛生管理の向上、食品表示の適正化などを目的とした食品関係事業者に対する研修会等の開催、栄養教諭の資質・指導力の向上、地域の食文化の担い手の育成などに取り組んでいます。

消費者をはじめ生産者、食品関係事業者など、食に係わる者が自発的に食の安全・安心の確保に取り組めるように、専門的な知識を有する人材の育成と資質の向上を図ることが重要となっています。

<施策の目標>

食品の生産から消費に至るそれぞれの段階で、食品の安全性に関する専門的な知識を有する人材の育成・確保を図るとともに、その資質の向上に努めます。

また、地域の食材を活かし、地域と密着した食づくりを担う人材の育成・確保を図ります。

<主な取組>

- ① 生産段階における人材の育成（農：技術普及課）
 - 北海道農薬指導士認定研修会を開催し、農薬指導士を認定します。
 - 北海道農薬安全使用推進協議会の構成団体と連携し、農産物の生産現場において、農薬指導士などが、農薬の適正使用や環境保全に関して指導や助言などを行う取組を推進します。

- ② 食品産業を担う人材の育成
 - 食品表示制度などの普及啓発を目的に、事業者等を対象にした食品表示制度セミナーを開催します。（環：消費者安全課）
 - HACCPに沿った衛生管理の導入を促進するため、道立保健所を中心に食品等事業者に対するHACCP普及のための講習会を実施します。また、将来の食品衛生を担う学生に対し、食品衛生行政等に関して講義します。（保：食品衛生課）
 - 関係団体と連携して講習会を開催するなどし、食品関係施設における自主衛生管理に従事する者の資質向上を図ります。（保：食品衛生課）
 - 地方独立行政法人北海道立総合研究機構（以下「道総研」という。）食品加工研究センター、道立オホーツク圏・十勝圏地域食品加工技術センターで、食品製造における品質管理・衛生管理技術の向上を図るため、研究職員が食品企業の製造現場に赴き、改善策を提案する取組を実施するほか、道内企業の技術者等を対象に、食品加工技術講習会などを実施します。（総：科学技術振興課、経、食産業振興課）

③ 学校や地域における人材の育成

- 学校における食育を一層充実させるため、栄養教諭に対する研修を実施し、資質・指導力の向上を図ります。（教：健康・体育課）
- 道民が栄養バランスのとれた食生活を実践できるよう、普及推進の担い手となる管理栄養士・栄養士、食生活改善推進員などを対象とした研修会を実施し、資質の向上を図ります。（保：地域保健課）
- 道立農業高等学校において、地域の農業振興を担う資質・能力の育成に向け、GAPやHACCPなど、安全・安心な食料の持続的な生産と供給に対応した生産工程管理に関する学習内容の充実を図ります。（教：高校教育課）

④ 地域食材を活かした食文化の継承や人材の育成・確保

- 地域の食文化の担い手の育成・確保のため、地域の風土や食文化などを生かした北海道らしい食づくりに関する知識や技術を持つ者を「食づくり名人」や「伝承名人」として登録するとともに、各地域において「伝承名人」等を指導者として活用し、名人が有する「技」や「知識」の伝承を促進します。（農：食品政策課）
- 地域の特性を活かした食育の担い手となる人材を育成・確保するため、食育に関する専門的な知識や経験を有する者を北海道食育コーディネーターとして登録し、市町村や民間団体等の要望に基づき派遣します。（農：食品政策課）

4 研究開発の推進

第13条 道は、科学的知見に基づき食の安全・安心を図るため、研究開発の推進及びその成果の普及その他の必要な措置を講ずるものとする。

<現状>

北海道の総力を結集した試験研究や技術支援等を進め、道内産業の振興等に貢献することを目的に、平成22年に発足した地方独立行政法人北海道立総合研究機構（以下、「道総研」という。）では、業務運営の基本方針を定めた中期計画等に基づき、消費者のニーズに応える安全で良質な農畜産物の生産技術の開発や、クリーン農業・有機農業を推進するための試験研究、水産物の安全性確保と品質管理技術の開発、加工食品の品質向上のための技術開発などを実施しています。

また、道立衛生研究所においては、残留農薬に関する試験研究などに取り組んでおり、食品の安全・安心に関する様々な研究開発が進められています。

科学的な知見に基づく食の安全・安心を確保するためには、地域や企業、生産者団体、消費関係団体などからの研究ニーズを的確に把握し、道の政策課題等と連動した研究開発を重点的に展開していく必要があります。

<施策の目標>

農畜産物の生産技術、クリーン農業や有機農業の推進、食品の衛生・品質管理、環境の保全など、道産食品の安全・安心確保のための研究開発の推進と研究成果の公表、その成果の普及などを積極的に進めます。

<主な取組>

① 農林水産業における研究開発の推進（総：科学技術振興課）

- 化学合成農薬・化学肥料の削減技術、病害・障害に強い品種開発など、クリーン農業の推進や有機農業を支援するための技術の開発に関する研究を推進します。
- 有害物質を蓄積させない安全な農産物生産技術などの開発に関する研究を推進します。
- 家畜感染症と人獣共通感染症の診断・予防技術など安全で良質な畜産物生産技術の開発に関する研究を推進します。
- 農産物の貯蔵・流通技術、水産物の品質管理技術及び食品の微生物制御と加工・保存技術など、農水産物と加工食品の安全性確保と品質・鮮度保持技術の開発に関する研究を推進します。
- バイオマス資源の有効活用と農地の環境保全技術など、生産環境の保全の技術開発に関する研究を推進します。

② 食品の衛生・加工、環境における研究開発の推進

- 道立衛生研究所で、食品中に残留する農薬等の試験に関する調査研究や、食中毒の原因となる細菌・ウイルスの汚染実態や検査など、食品衛生に関する研究を推進します。
（保：地域保健課）
- 道総研食品加工研究センターで、HACCPに沿った衛生管理の導入が促進されるよう、食品企業の製造現場における微生物の取扱いや衛生管理、品質管理等の基礎的技術に関する講習会の開催、企業等からの依頼に基づき研究職員を現地に派遣して行う技術

指導、電話等による技術相談の対応を実施します。（総：科学技術振興課）

- 農林水産分野において、地域や企業等からの研究ニーズに基づき、道の政策課題等に対応した道産食品の安全・安心を確保するための研究開発を推進します。（総：科学技術振興課）
- 地域の環境評価と環境リスクの管理手法の開発など、環境保全に関する調査研究を推進します。（総：科学技術振興課、環：循環型社会推進課）

③ 国や民間との連携、成果の普及

- 道総研において、企業、大学、国や道等の試験研究機関、関係団体、金融機関等、多様な関係機関と連携し、研究から事業化・実用化までの一貫した支援を行います。（総：科学技術振興課）
- 道総研において、研究成果発表会を開催するほか、技術相談や技術指導を実施し、試験研究成果の移転を促進します。また、農業改良普及センターや水産技術普及指導所などを通じて生産者等への技術指導を行い、研究成果を普及します。（総：科学技術振興課）
- 地域が主体となって運営する道立オホーツク圏・十勝圏地域食品加工技術センターが実施する地域の農水産物等を活用した加工品の開発など、食品加工に関する研究や技術指導に対して支援します。（経：食産業振興課）

□ 地方独立行政法人北海道立総合研究機構（道総研）	
農業研究本部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中央農業試験場 ・ 上川農業試験場 ・ 道南農業試験場 ・ 十勝農業試験場 ・ 北見農業試験場 ・ 酪農試験場 ・ 畜産試験場 ・ 花・野菜技術センター
水産研究本部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中央水産試験場 ・ 函館水産試験場 ・ 釧路水産試験場 ・ 網走水産試験場 ・ 稚内水産試験場 ・ 栽培水産試験場 ・ さけます・内水面水産試験場
森林研究本部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 林業試験場 ・ 林産試験場
産業技術環境研究本部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工業試験場 ・ 食品加工研究センター ・ エネルギー・環境・地質研究所
□ 道立研究機関	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 道立衛生研究所 ・ 道立オホーツク圏地域食品加工技術センター ・ 道立十勝圏地域食品加工技術センター 	

5 緊急の事態への対処等に関する体制の整備等

第14条 道は、食品を摂取することにより道民の健康に係る重大な被害が発生し、又は発生するおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生防止に必要な体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

<現状>

食品を摂取することにより、道民の健康に重大な被害が発生又は発生するおそれがある緊急の事態に対処するためには、常に危機を想定し、その発生を防止するとともに、万一、発生した場合には、迅速で的確な対応により、被害の拡大防止と再発防止の徹底を図ることが必要です。

このため、道では、日頃から危機意識の共有を図り、危機管理体制を確立していますが、その不断の見直しを行うとともに、緊急事態が発生した場合には、国などの関係機関・団体との緊密な連携を図り、報道や道のホームページ等を通じ、道民に必要な情報を速やかに提供し、不安や混乱を招くことがないようにすることが重要です。

<施策の目標>

日頃から関係部局・機関・団体が、連携・協力体制の整備・強化に努め、危機の未然防止を図るとともに、万一、緊急事態が発生した場合には、「道民の消費生活の安全確保に係る緊急事態への対処等の基本指針」等の緊急時対応マニュアルに基づき的確かつ迅速に対応し、被害を最小限にとどめます。

<主な取組>

- ① 危機管理体制の構築（環：消費者安全課、保：食品衛生課、農：畜産振興課、水：水産経営課、教：健康・体育課）
 - 危機管理に当たっては、国内外における危害情報の迅速な収集や情報の共有化を図り、危機の発生防止に努めます。
 - 万一、緊急事態が発生した場合には、事態に応じた個別の緊急時対応マニュアルに基づき、迅速かつ適切に対応するほか、個別マニュアルに該当しない又は全庁対応が必要な事態については、事態の内容に応じた対策会議を設置するなどして、緊急事態への対処及び拡大防止に努めます。
 - 国、市町村など、関係機関・団体と日頃から連携を維持し、迅速かつ的確な対応を図るため、円滑な協力体制を確保します。

また、緊急事態の発生時には、必要に応じ、生産から加工、流通・販売、消費に至る関係者との情報交換の場を設置するなど、関係者が連携・協力して対応できる体制を構築します。
 - 緊急時対応マニュアルについては、不断の見直しを行い、道における危機管理体制の確保・充実に努めます。

② 迅速な情報提供

- 健康被害の拡大防止や風評による混乱を避けるためには、道民に分かりやすく正しい情報を速やかに提供することが重要であることから、食中毒の発生時や道が食品表示法に基づき表示に関する指示などを行った場合において、道のホームページをはじめ、報道機関など多様な手段を用いながら情報提供を迅速かつ積極的に行います。（保：食品衛生課、環：消費者安全課）

③ 事業者等における危機管理対応の促進

- 研修会の開催や関係者による意見交換の実施などを通じて、健康被害のおそれのある食品の速やかな自主回収の実施など、事業者等における危機意識の醸成や危機管理体制の整備を促進します。（保：食品衛生課）

<参考>

コラム「緊急事態への対処に係るフローチャート」(P.66)

第2 安全で安心な食品の生産及び供給

世界の食料情勢の変化による食料安全保障上のリスクの増大やSDGsなど環境を重視する動きが加速していることなどを踏まえ、消費者や生産者の相互理解のもとで、安全な食料の安定供給や食料・農林水産業の持続的発展と地球環境の両立を図るため、GAPやHACCPなど食品関係事業者自らの責任による自主衛生管理などの取組を推進するほか、地域の有機質資源の安全性・品質の確保と有効利用を推進します。

1 食品の衛生管理の推進

第15条 道は、食品（生産過程にある物を含む。）の衛生管理の向上を図るため、生産者等に対する普及啓発、技術的助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

<現状>

食品の安全性を確保するためには、農産物や畜産物、水産物などの生産から食品の製造・加工、流通・販売までのフードチェーン全体を通じて、食品関係事業者が自らの責任において途切れのない衛生管理対策を講じることが重要となっています。

農業生産段階においては、農業経営の改善や効率化だけでなく、食品安全の確保や環境の保全、労働安全、人権保護にも繋がる国際水準GAPの導入を進めるため、関係者への普及啓発に加え、指導員の育成や推進体制の整備を進めています。

また、食品の製造又は加工における衛生管理の手法については、HACCPが国際標準として広く普及しており、日本においても、HACCPに沿った衛生管理が制度化されています。道では、道内の食品等事業者の規模に合わせHACCPに沿った衛生管理の取組が適切に行われるよう技術的支援を行うほか、民間事業者との協働により、HACCPによる高度な衛生管理を実施している施設を認証する「北海道HACCP自主衛生管理認証制度」（以下「北海道HACCP」という。）を実施し、食品製造施設、販売施設、大量調理施設のHACCPの取組を支援しています。

卸売市場では、「荷受・卸売・仲卸・配送」の各段階における品質管理の高度化や低温（定温）管理・多温度帯管理施設、衛生施設等の計画的な整備・配置に取り組んでいます。

食品の安全性を確保するためには、行政による立入検査や食品等の検査などによる検証と併せて、食品関係事業者自らの責任による自主衛生管理の取組が不可欠です。そのためには、行政が自主衛生管理の取組の推進に向けて普及啓発を進めるとともに、食品関係事業者に対し指導支援していく必要があります。

<施策の目標>

農産物の生産段階におけるGAPの導入、食品の製造・加工段階におけるHACCPに沿った衛生管理の導入、卸売市場での品質管理の向上など、フードチェーン全般にわたる自主衛生管理の推進を図ります。

<主な取組>

① 生産段階における衛生管理の推進

- 農畜産物の安全性確保にも効果のある国際水準GAPの実践や認証取得の拡大に向けて、関係者への普及啓発のほか指導員の育成や推進体制の整備などを促進します。（農：食品政策課）
- 畜産農場に対して、飼養衛生管理基準の遵守について指導を行い、家畜生産における衛生管理の徹底を促進します。（農：畜産振興課）
- きのこの生産において、GAPなどの方式を取り入れた衛生管理の取組を促進します。（水：林業木材課）
- 水産物において、EU等の輸出基準を満たす水揚等の導入など産地段階での衛生管理対策の促進を図ります。（水：水産経営課）

② 製造・加工、流通・販売段階における衛生管理の推進

- 食品関係施設の立入検査や講習会等の際に、原材料や最終製品の自主検査、食品の製造販売等に係る記録の作成・保存など、自主衛生管理の徹底について指導します。（保：食品衛生課）
- 食品の製造加工施設や販売店（バックヤード）、大量調理施設においてHACCPに沿った衛生管理が実施されるよう、食品等事業者の自主衛生管理の取組を促進します。（保：食品衛生課）
- 各種広報媒体や道立保健所における各種研修会などを活用して、北海道HACCPの周知・普及の推進に取り組むとともに、認証審査会の審査を経て認証された事業者を道のホームページで紹介します。（保：食品衛生課）
- 食品関係事業者自らが食品衛生指導員となって実施する巡回指導活動を支援します。（保：食品衛生課）
- 道総研食品加工研究センターで、HACCPに沿った衛生管理の導入が促進されるよう、食品企業の製造現場における微生物の取扱いや衛生管理、品質管理等の基礎的技術に関する講習会の開催、企業等からの依頼に基づき研究職員を現地に派遣して行う技術指導、電話等による技術相談の対応を実施します。（総：科学技術振興課）
- 道立オホーツク圏・十勝圏地域食品加工技術センターにおいて、食品の衛生管理や品質管理等に関する技術講習会等や技術指導・相談を行い、食品関係事業者の取組を技術面で支援します。（経：食産業振興課）
- 輸出先のHACCP基準を満たす閉鎖型施設や、品質管理認証の取得に必要な衛生設備等、高度な衛生管理に資する卸売市場施設の整備等に対して支援します。（農：食品政策課、経：中小企業課）

<参考>

コラム「フードチェーンにおける安全性の確保」 (P.67)

コラム「北海道HACCP自主衛生管理認証制度」 (P.68)

2 農産物等の安全及び安心の確保

(1) クリーン農業及び有機農業の推進

第16条 道は、クリーン農業（化学肥料及び化学的に合成された農薬の使用を節減する等環境への負荷を低減させる農業をいう。）及び有機農業（有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号）第2条に規定する有機農業をいう。）を推進するため、技術の開発及びその成果の普及、これらの農業を行う者に対する流通、販売等に係る支援、生産基盤の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

ア クリーン農業の推進

<現状>

道では、土づくりに努め化学肥料や化学合成農薬の使用を必要最小限にとどめるなど、環境との調和に配慮したクリーン農業を推進しており、一定の基準を満たした農産物にYES!cleanマークを表示する表示制度を推進してクリーン農業の消費者等への普及に取り組んでいます。

国は令和3年5月に「みどりの食料システム戦略」を策定し、農林水産業のCO₂ゼロエミッション化、化学農薬の使用量（リスク換算）50%低減、化学肥料の使用量の30%低減を目標に掲げ、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現することとしており、本道においても、引き続き化学肥料や化学合成農薬の使用削減のほか、温室効果ガスの発生を効果的に抑制する技術の開発と普及に取り組んでいく必要があります。

近年、YES!clean表示制度に参加する生産者集団や作付面積が減少傾向にあることから、消費者、流通企業等の理解、認知度を高め、流通・消費の拡大を図る必要があります。

<施策の目標>

消費者や流通業者などと連携しながら、クリーン農業技術の一層の普及やクリーン農業技術を活用して生産された農産物の安定生産、YES!clean農産物の流通促進を図るとともに、みどりの食料システム法に基づく認定制度を通じ、全道にクリーン農業の取組を広めていきます。

<主な取組>

- ① 土づくりの推進（農：食品政策課、技術普及課）
 - 物理性や化学性の改善、土壌病害の低減のため、良質な堆肥の施用や緑肥作物の作付けによる土づくりを推進します。
- ② クリーン農業技術の開発と普及（農：食品政策課、技術普及課）
 - 道総研と連携しながら、化学合成農薬や化学肥料の使用量の削減に向けた技術開発を推進します。
 - 農業者がクリーン農業を円滑に導入できるよう技術資料の作成・配付、関係団体と連携した研修会の開催、北海道病害虫防除所から高精度な病害虫発生予察情報の提供、また、地域ぐるみで取り組む地域に対し、現地実証や統一した栽培基準づくり等へ支援するなど、クリーン農業技術の普及を推進します。

- 国の環境保全型農業直接支払交付金を活用して、化学肥料・化学合成農薬を原則 5 割以上低減する取組と合わせて行う緑肥の作付けや炭の投入、長期中干しなど地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い農業生産活動を推進します。
- ③ クリーン農産物の生産・流通・消費の拡大（農：食品政策課、技術普及課）
- 北海道クリーン農業推進協議会などと連携し、YES!clean 表示制度の新規の登録生産集団に対する栽培基準づくりへの支援や技術指導、登録生産集団に対する栽培技術の向上に向けた技術指導に取り組むことにより、生産の拡大を推進します。（農：食品政策課、技術普及課）
 - 北海道クリーン農業イメージキャラクター「ハタケダ博士&くりんだね」を活用した情報発信や、産地・消費者・流通業者等に向けたセミナーの開催などにより YES!clean 表示制度を普及啓発するとともに、店頭で販売する商品に YES!clean マークを表示しやすい品目を重点に位置付けた量販店等での販売促進活動や、加工食品の YES!clean 表示の取組拡大に向けた食品加工業者への P R 活動などにより、流通・消費の拡大を推進します。（農：食品政策課）
- ④ クリーン農業への理解促進（農：食品政策課）
- 化学肥料や化学合成農薬の使用削減のほか、温室効果ガス発生抑制や生物多様性保全などクリーン農業が環境保全に果たす役割について、消費者等への出前講座などにより、道民に発信します。
- ⑤ クリーン農業を推進するための農業生産基盤の整備（農：畜産振興課、農村設計課）
- 家畜排せつ物処理施設の整備や農地の排水改良、土層改良などの基盤整備を進めます。
- ⑥ みどりの食料システム法に基づく認定制度の推進（農：食品政策課）
- 環境負荷低減事業活動等の実施計画の策定支援及び認定を推進します。

<参考>

コラム「YES!clean 表示制度の概要」 (P. 69)

イ 有機農業の推進

<現状>

化学肥料や化学合成農薬を使用しないことを基本とする有機農業は、環境への負荷をできるだけ低減した農業生産方式であり、環境保全型農業を推進するための先導的な役割を担っています。また、有機食品市場は、環境保護や健康志向の高まりなどにより国内外で拡大しており、有機農業を本道の重要な農業形態の一つとして位置づけ、積極的に推進し、持続可能な農業の確立や道産農産物のブランド化を図っていくことが必要です。

一方、有機農業は、慣行栽培に比べ、除草などの作業に多くの手間を必要とすることや、収量を確保する技術の習得が難しいこと、価格が高く実際の購買行動につながりにくく生産者側が販路を開拓する必要があること、地域の有機資材を地域内で調達し循環させることなどが課題となっています。

このため、道では、令和4年3月に北海道有機農業推進計画（第4期）を策定し、この計画に基づき有機農業を推進しています。

<施策の目標>

労働負担の軽減に向けた新たな機械除草をはじめとする技術の開発やICTを活用したスマート農業、地域の条件や品目に応じた技術の普及指導により、新規参入や慣行栽培からの転換を促進し、有機農業の拡大に取り組みます。

また、有機農業の意義が消費者に共有され、有機農産物等の市場拡大につながるよう、消費者の理解醸成に取り組みます。

<主な取組>

① 有機農業の取組拡大（農：食品政策課）

- 地域単位で行う有機農業者等による情報交換や研修活動、直売会による消費者との交流など、有機農業ネットワーク活動を支援することにより、有機農業の取組の裾野の拡大を図ります。
- 有機農業者等の地域を超えた全道的な交流会を継続的に実施し、有機農業のネットワーク活動の拡大や、全道的なネットワーク強化を推進します。

② 有機農業技術の開発と普及（農：食品政策課、技術普及課）

- 高性能除草機の活用などの省力化技術の開発を推進します。
- 有機農業への新規参入者や転換希望者に対し、先進的有機農業者が現場で実践している有効な営農技術等のポイントを収集・整理した「有機導入の手引き」などの資料を提供するとともに、道総研が開発した有機農業技術（31技術）の積極的な普及に努めます。
- 新たな技術の普及を図るため、「有機農業技術に関する現地研修会」を開催するなど、有機農業者への技術普及に努めます。
- 有機農業の安定経営のための、複数の作物を輪作する体系のモデル確立に向けた研究に取り組みます。
- 堆肥や稲わらなど地域資源の有効利用を推進するとともに、適切な資材利用の周知・啓発を図ります。

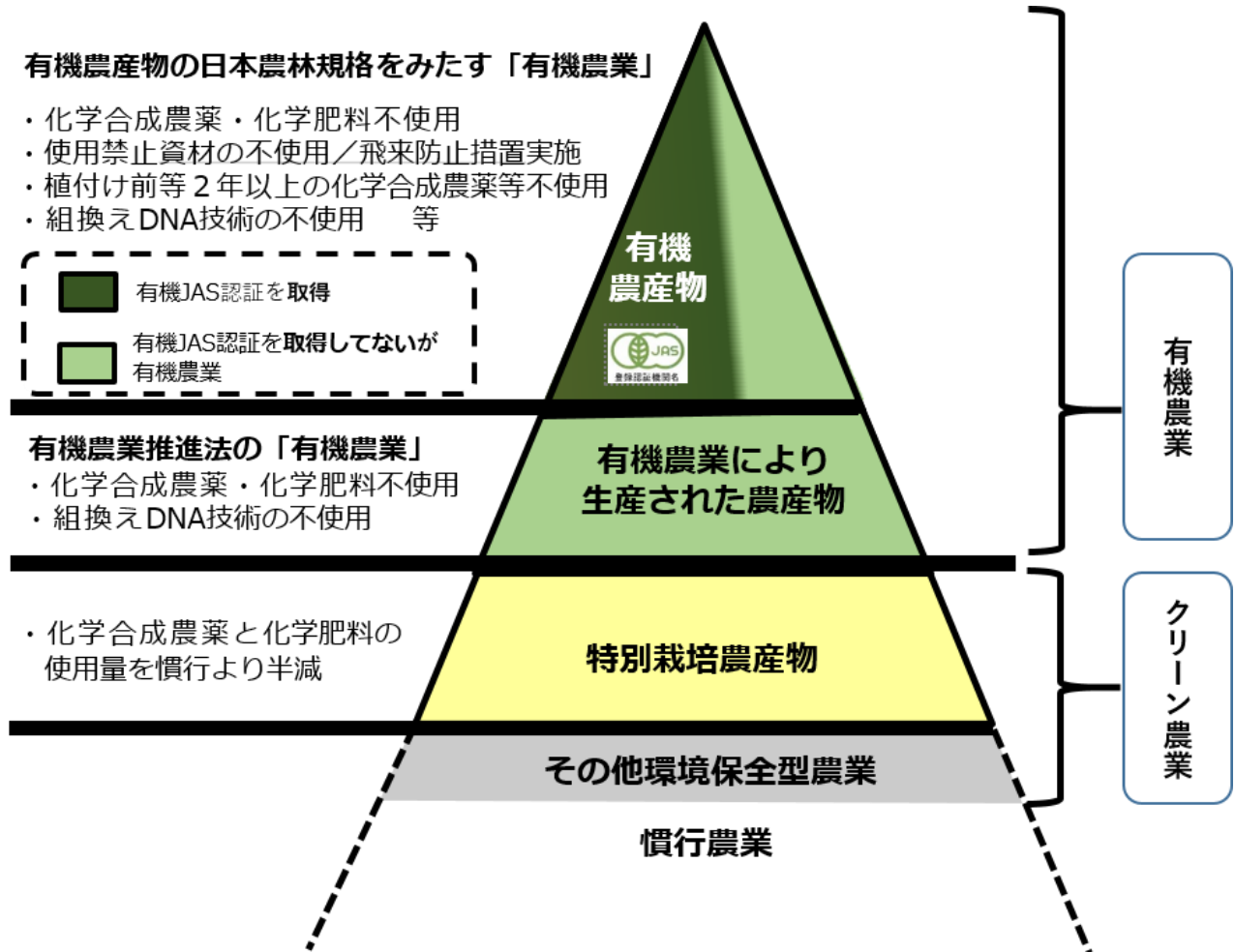
③ 有機農産物等の販路拡大（農：食品政策課）

- 量販店や宅配のほか、オンラインマルシェといったネット販売等を含む新たな販路の確保のためのセミナーを実施するなど、少量多品目を取り扱う個別完結型の有機農業者の販路拡大に向けた取組を推進します。
- 有機農業ネットワーク活動の支援や全道有機農業ネットワークの交流などを通じ、流通コスト低減のための有機農業者間の連携や産地間の連携を促進します。

④ 有機農業への理解醸成（農：食品政策課）

- 消費者を対象とする有機農業者との交流イベントや農作業などの体験を通じ、有機農業について理解を深められるよう取り組みます。

- 道総研と連携して、量販店の売り場における有機農産物の購買意欲を高める手法の開発などに、取り組めます。



（２）遺伝子組換え作物の栽培による交雑及び混入の防止

第17条 道は、遺伝子組換え作物（遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）第2条第2項に規定する遺伝子組換え生物等であつて、作物その他の栽培される植物であるものをいう。以下この条において同じ。）の栽培等に起因する遺伝子組換え作物と他の作物との交雑及び遺伝子組換え作物の他の作物への混入の防止に関し必要な措置を講ずるものとする。

＜現状＞

遺伝子組換え技術は、医薬品や工業用酵素等の製造に活用されているなど、将来的にも有用な技術であり、その研究開発は本道産業にとっても重要なものとなっています。

しかし、遺伝子組換え技術を用いた農産物や食品に対しては、多くの道民が不安を抱いていることから、道では、平成17年度に「北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例」（以下「GM条例」という。）を制定しました。本条例では、遺伝子組換え作物の開発等に係る産業活動と一般作物に係る農業生産活動との調整を図りつつ、遺伝子組換え作物と一般作物との交雑・混入を防止するため、食用、飼料用に供する遺伝子組換え作物の開放系での栽培に必要な手続等を定めました。

今後とも、GM条例の内容を広く周知しながら、社会情勢の変化などを踏まえた適切な対応が求められています。

＜施策の目標＞

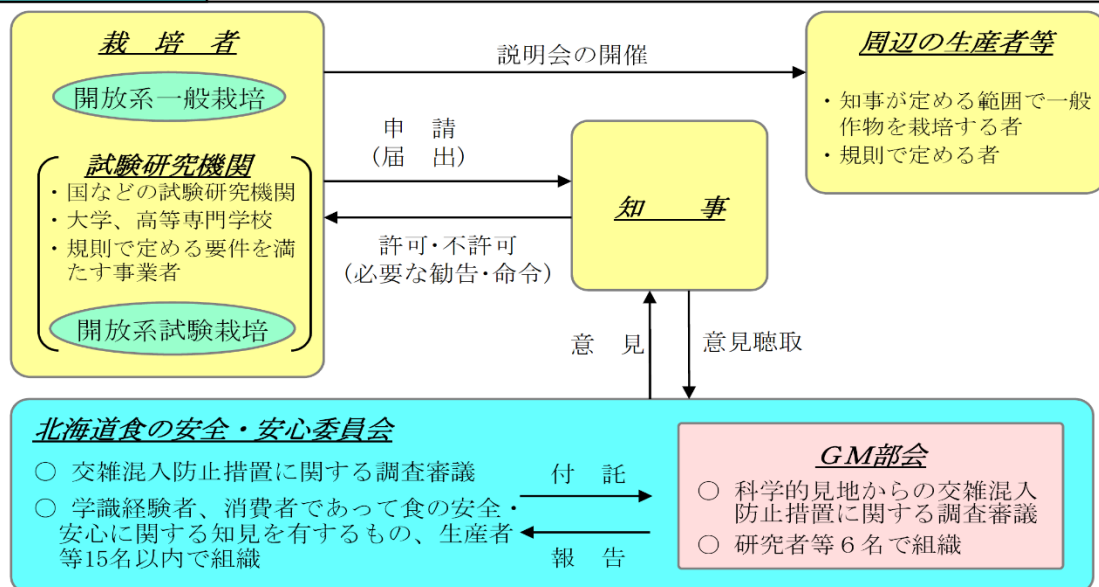
遺伝子組換え作物と一般作物との交雑や混入の防止により、遺伝子組換え作物の開発等の産業活動と一般作物の栽培である農業生産活動との調整を行い、道民の健康の保護と、本道における産業の振興を図ります。

＜主な取組＞

- ① 条例の適切な運用と栽培計画の把握（農：食品政策課）
 - GM条例を周知するため、道のホームページなどに条例と条例に関する情報を掲載します。
 - GM条例の適切な施行を図るため、関係機関・団体と連携して、遺伝子組換え作物の開放系での栽培計画について、実態の把握に努めます。
 - GM条例に基づく栽培が実施される場合には、適切な交雑混入防止措置の確保のため、同条例に基づき、許可栽培者及び届出試験研究機関への立入検査を行います。
 - GM条例について、社会経済情勢の変化などを踏まえ適切に対応するため、定期的に同条例に基づく施行状況等の検討を行います。

GM条例の概要

制度の仕組み



栽培者等の遵守事項

- ① 管理責任者の設置
- ② 交雑混入防止措置の適正維持
- ③ 遺伝子組換え作物の処理、収穫物の出荷等に関する記録及びその保管
- ④ モニタリング措置の実施及びその結果の知事への報告
- ⑤ 交雑又は混入が生じ、又は生じるおそれがある場合の措置、知事への報告 など

交雑防止措置基準の概要

遺伝子組換え作物	隔離すべき距離	左の条件
イネ	300m以上	
	52m以上	① 300mの範囲内の一般イネとの出穂期の差を2週間以上確保するよう植付け ② 出穂期の差が2週間以上とならないときは、花粉の生成、飛散防止措置を執る
ダイズ	20m以上	
トウモロコシ	1,200m以上	
ナタネ	1,200m以上	防虫網の設置その他の昆虫による花粉の飛散を防止する措置を執る
テンサイ	2,000m以上	

(3) 家畜伝染病の発生の予防及びまん延の防止

第18条 道は、家畜伝染病の発生の予防及びまん延の防止を図るため、家畜伝染病の検査及び監視、防疫の体制の整備、技術開発の推進及びその成果の普及その他の必要な措置を講ずるものとする。

<現状>

口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、アフリカ豚熱（以下「ASF」という。）等の海外悪性伝染病は、近隣諸国をはじめとした世界各地で発生が継続して確認されており、日本国内に不正に持ち込まれた海外旅客の手荷物中の肉や肉製品等からもASFなど家畜伝染病の病原体が検出される事例が確認されているほか、平成30年（2018年）9月、国内では26年ぶりに岐阜県において確認された豚熱（以下「CSF」という。）についても、海外から病原体が持ち込まれた可能性が高いと指摘されています。新型コロナウイルス感染症に関する入国規制の緩和（2022年10月）以降、我が国への入国者が増加していることから、これらの病原体の国内への侵入について、引き続き予断を許さない状況です。

また、高病原性鳥インフルエンザは、令和2年（2020年）から3年（2021年）にかけて国内で発生が相次ぎ、さらに、令和3年（2021年）から令和4年にかけても、全国的な発生が確認されるとともに、死亡野鳥における本病ウイルスの確認事例が増加し、特に、道内では、農場に近い存在であるカラスでの陽性事例が相次ぎ、家きんでも52万羽規模の大規模養鶏場やエミュー飼養農場を含む4事例で発生が確認されたところです。令和4年（2022年）から令和5年（2023年）にかけては、10月～11月に道内で2事例の発生が確認されるとともに、過去にないペースで全国的な発生が相次ぎ、翌年3月～4月にも、道内で3事例の発生が確認されました。

道では発生を未然に防止するとの観点から、家畜保健衛生所が家畜伝染病予防法に基づく立入検査を実施し、飼養衛生管理基準の遵守状況の確認と指導を行い、伝染性疾患の発生とまん延防止に努めています。

BSEについては、平成13年9月に国内で初めて発生が確認されましたが、飼料規制と特定危険部位の除去を中心とするBSE対策への取組により、平成25年5月に国際獣疫事務局（WOAH）総会で、過去11年以内に自国内で生まれた牛において新たな感染が見られないことから、「リスクを無視できる国」（BSE清浄国）の認定を受けました。道では、牛の肉骨粉を原料とする飼料の使用を禁止する飼料規制を国と連携して進めるとともに、死亡牛の検査をすることでBSE対策の有効性を確認しています。また、と畜場におけるスクリーニングや特定部位の除去により、食用牛肉の安全性を確保しています。

安全・安心な畜産物を提供するためには、健康な家畜の生産が前提であり、家畜伝染病の検査・監視を適切に行う必要があります。

また、家畜の伝染病の発生やまん延を予防するためには、飼養衛生管理基準を遵守することが基本であり、飼養農家が確実に実行するよう取り組む必要があります。

<施策の目標>

家畜伝染病の検査、監視を行って発生予防を図るとともに、家畜伝染病の万が一の発生に備えた防疫体制の整備、自衛防疫組織の育成・強化などまん延防止を継続的に推進します。

また、家畜伝染病予防法で規定する「飼養衛生管理基準」を遵守するための助言や指導、

改善勧告・命令を行うなど、生産段階での衛生管理対策を強化します。

<主な取組>

- ① 家畜防疫体制の整備（農：畜産振興課）
 - 各種家畜伝染病の発生予防とまん延防止を図るため、家畜伝染病予防法に基づき、牛、馬、鶏、豚及び蜜蜂の検査を行うとともに、輸移入家畜の着地検査や原因不明疾病の病性鑑定等を実施し、海外悪性伝染病等の侵入に備えた家畜防疫体制を整備します。
- ② 感染症の発生動向の把握（農：畜産振興課）
 - 動物由来感染症の発生動向を把握するため、鳥インフルエンザのモニタリングや家畜の伝染病に関する情報を収集し、早期発見とまん延防止を図ります。
- ③ BSEの牛への感染防止と感染実態の把握（農：畜産振興課）
 - 牛由来の肉骨粉が飼料に混入しないよう、飼料製造・輸入・販売業者・牛飼養農家に対する立入検査を実施し、適正な取扱いについて指導を徹底します。
 - 飼料規制などのBSE対策の有効性を確認し、「無視できるBSEリスク」の国として認定されたステータスを維持するため、法令に基づき死亡牛等のBSE検査を実施します。
 - BSE対策に関する道の取組やその有効性、BSEに関する正しい知識など、消費者等へ積極的に情報発信を行います。
- ④ 生産段階での衛生管理強化の指導（農：畜産振興課）
 - 生産現場における衛生管理を徹底するため、家畜伝染病予防法で規定する「飼養衛生管理基準」の遵守に関し、飼養衛生管理指導等計画に基づく重点項目について指導を行い、特に高病原性鳥インフルエンザや豚熱については、これまでの道内外の発生事例の疫学調査結果を踏まえた対策の飼養農場への指導を行います。

<参考>

コラム「家畜の伝染病予防のポイント」（P. 70）

3 水産物の安全及び安心の確保

第19条 道は、生鮮水産物の鮮度の保持に必要な技術開発の推進及びその成果の普及、生産者等の取組に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 道は、貝毒等による食中毒の防止に必要な検査、生産者等が行う自主的な貝毒等の検査の実施に対する指導及びその検査体制の整備に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

(1) 生鮮水産物の鮮度の保持

<現状>

生鮮水産物は鮮度の低下が早く、消費者は水産物に対し、安全性に加えて鮮度が優れているなど、通常より一段高い品質の商品を求める傾向にあります。

消費者に良質な水産物を提供していく上で、漁獲の段階から鮮度保持を図ることが重要です。

<施策の目標>

消費者が求める良質で鮮度の良い水産物を生産・提供するため、鮮度保持に必要な技術開発及びその成果の普及、生産者及び生産者団体の取組に対する支援等を実施します。

<主な取組>

① 鮮度保持技術の普及・定着（水：水産経営課）

- 道産水産物に有効と考えられる鮮度保持技術を取りまとめた「鮮度保持マニュアル」や水産試験場で新たに研究開発された鮮度保持に係る技術などを生産者に情報提供し、産地段階での自主的な鮮度保持への取組の促進を図ります。

② 鮮度保持に向けた取組

- 道産水産物の鮮度保持などの高度化を目的とした技術の開発、施設整備などについて、地域等と連携して取り組みます。（水：水産経営課、漁港漁村課）
- 鮮度保持に優れた水産物について、消費者に対し積極的なPRを行う生産者団体等の取組を支援します。（水：水産経営課）

<参考>

コラム「貝類規制基準等」「ホタテガイ生産海域図」（P.71）

(2) 貝類の安全確保

<現状>

ホタテガイ等の二枚貝は、毒素を持ったプランクトンを餌として摂取し、体内（主として中腸線）に蓄積することにより毒化する場合があります。

貝類の安全確保のため、貝毒の原因となるプランクトンの発生状況を調査し、その情報を関係団体へ迅速に提供するほか、二枚貝の生産に当たっては貝毒の検査を行い、基準を上回る場合には出荷規制を行うなど、生産・処理加工段階における検査体制を整備しています。

<施策の目標>

貝毒による食中毒の防止を図るため、生産段階では、貝毒の検査（行政検査）を実施するとともに、生産者及び生産者団体が自主的に実施している検査（自主検査）に対する指導を行い、また、加工段階では、処理加工場に対して適切な加工処理の指導を行います。

<主な取組>

- ① 貝毒プランクトン調査の実施（水：水産経営課）
 - 全道海域で貝毒プランクトンの発生状況についてモニタリング調査を行い、貝毒発生の予測に役立てます。
- ② 貝毒検査の実施（水：水産経営課）
 - ホタテガイ等の貝毒について、生産者による自主検査を行うとともに、道による検査（行政検査）を定期的実施します。
- ③ 出荷体制に対する指導の徹底（水：水産経営課）
 - 貝毒発生期においてもホタテガイの出荷が認められる認定工場及び指定工場に対して、有害部分の適切な除去などの加工処理について巡回指導などを行い、製品の安全流通の確保を図ります。

4 生産資材の適正な使用等

第20条 道は、農産物等に係る農薬の適正な使用等を図るため、生産者等に対する指導、啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 道は、動物用の医薬品の適正な使用等を図るため、生産者等に対する指導、啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 道は、飼料及び飼料添加物の適正な使用並びに飼料の自給度の向上を図るため、飼料及び飼料添加物の検査、技術開発の推進及びその成果の普及、生産者等に対する指導その他の必要な措置を講ずるものとする。

(1) 農薬の適正な使用等

<現状>

農薬の使用については、農薬取締法により無登録農薬の製造・輸入・使用が禁止されるとともに、登録を受けた農薬についても使用基準を遵守することが義務付けられ、さらに平成18年5月からは食品衛生法に基づくポジティブリスト制度が導入され、平成30年6月には農薬取締法の改正により農薬の安全性の一層の向上が図られており、道では農業者等に対して制度周知に努め、農薬の適正使用を指導しています。

安全・安心な農産物等を消費者に提供するとともに、農薬による人畜や周辺環境に対する悪影響を防止するため、法令の遵守を徹底し、農薬の適正な使用及び保管、自主検査の実施、流通段階の農産物等の残留検査などの安全対策を推進していくことが必要です。

生産量が少ない地域特産農作物である、いわゆるマイナー作物については、登録農薬が少ないことから、病害虫等を適切に防除できず、安定供給に支障を来すことが懸念されるため、生産者等の要望を踏まえ、登録農薬を拡大していくことが必要です。

<施策の目標>

農薬取締法等関係法令に基づき、農薬使用者や販売者等に対し、農薬の適正な流通・使用を図るよう指導を実施します。

<主な取組>

① 農薬の適正使用の推進

- 農薬の安全性の確保に関する研修を行い、一定の知識を習得した者を北海道農薬指導士に認定することにより、農薬使用者等の資質の向上を図るとともに、農業者に対する農薬の適正使用や飛散防止等を指導し、農薬の安全使用を推進します。（農：技術普及課）
- 農薬販売業者等への立入調査等を実施し、農薬の適正な流通及び使用を推進します。（農：技術普及課）
- 道内で生産、製造、加工、調理、販売される食品について、道立保健所、道立食肉衛生検査所及び道立衛生研究所において、食品衛生法に基づき、微生物や食品添加物、残留農薬・動物用医薬品などの検査を実施します。（保：食品衛生課）（再掲）

② マイナー作物の安定供給に必要な農薬登録の推進（農：技術普及課）

- 関係機関・団体などと連携し、マイナー作物について必要な農薬の登録を推進します。

(2) 動物用医薬品の適正な使用等

<現状>

動物用医薬品は、畜産物等の生産において家畜疾病の予防や治療のために使用される重要な生産資材ですが、不適正に使用された場合、動物用医薬品の畜産物等への残留や薬剤耐性菌の出現など、食品の安全性に影響を及ぼすおそれがあります。

安全・安心な畜産物等を消費者に提供するため、動物用医薬品の販売から使用までの各段階における適正な使用及び保管などの安全対策を進める必要があります。

<施策の目標>

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」、「獣医師法」、「獣医療法」に基づき、動物用医薬品の適正な販売、使用が行われるよう、動物用医薬品販売業者や獣医師に対する監視指導を行うとともに、生産者には動物用医薬品の使用状況を記録し保管するなど適正使用の指導を実施します。

<主な取組>

- ① 動物用医薬品の適正販売の推進（農：畜産振興課）
 - 動物用医薬品販売業者に対し、動物用医薬品の保管や販売状況を監視し、違法事案の取締りを行うとともに、全店舗を対象とした立入検査を計画的に行うなど、動物用医薬品の適切な取扱いについて指導します。
- ② 動物用医薬品の適正使用の推進（農：畜産振興課）
 - 動物用医薬品の適正使用に関する研修会・講習会の開催などにより、生産者に対して動物用医薬品の適正な使用・保管を指導するとともに、農場巡回により、生産農場における使用状況について監視指導を行います。
 - 診療施設の立入検査を計画的に実施し、獣医師に対して動物用医薬品の適正な管理と生産者への使用指示状況を監視指導します。

(3) 飼料及び飼料添加物の適正な使用と良質な飼料の確保

<現状>

安全な畜産物等を生産するため、飼料は「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」（以下「飼料安全法」という。）により、製造、輸入、販売、使用の各段階において各種の規制が行われています。

飼料安全法の適切な運用を図るため、国、独立行政法人農林水産消費安全技術センター、都道府県が連携しながら、飼料の製造、輸入、販売、使用の各段階における検査・指導を効果的かつ効率的に実施することが必要です。

特に、BSEの発生を防止するため、飼料への使用が認められていない動物由来たん白質の適切な分別、混入防止対策や、豚熱等の家畜伝染病の細菌・ウイルス対策として、加熱処理等が必要な食品残さとそれ以外の分別、加熱処理が必要な食品残さについては、適正な加熱処理を行う等の取組の確実な実施が必要です。

また、輸入飼料に依存することなく、道内の恵まれた草地資源などから生産される良質な自給飼料の利用を基本とした安全・安心な畜産物の生産に努めることが重要です。

<施策の目標>

飼料の安全性を確保するため、飼料及び飼料添加物の製造・輸入・販売業者や使用者に対する検査・指導を行い、BSEの発生防止などに係る飼料規制の実効性を確保するとともに、良質な自給飼料の効率的な生産を推進し、自給飼料基盤に立脚した畜産経営の育成を図ります。

<主な取組>

- ① 飼料の安全性の確保（農：畜産振興課）
 - 飼料及び飼料添加物の製造業者、輸入業者、販売業者への立入検査を実施し、飼料の製造・流通段階での安全性の確保を推進します。
 - BSE発生防止及び食品循環資源利用飼料に係る飼料規制の遵守状況の調査を実施し、飼料規制の実効性を確保します。
- ② 自給飼料の増産（農：畜産振興課）
 - 飼料作物の栽培技術の高度化を推進するとともに、関係機関・団体と連携して全道的な飼料自給率向上に関する情報の共有と取組方法の検討、サイレージ用とうもろこしの作付拡大の推進など、自給飼料の増産に向けた取組を推進します。
 - 公共牧場や飼料生産支援組織（コントラクター、TMRセンター）の育成、支援を推進し、畜産経営を支援するシステムの充実を図ります。
- ③ 飼料生産基盤の整備（農：農地整備課、畜産振興課）
 - 飼料作物の生産性向上を図るため、起伏修正、排水改良など飼料生産基盤の計画的な整備を進めるとともに、植生調査や研修会の開催など、草地の植生改善に向けた取組を推進します。

5 生産に係る環境の保全

第21条 道は、農用地の土壌の汚染を防止するため、生産資材の適正な使用に係る指導、有害物質の低減化のための技術開発の推進及びその成果の普及その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 道は、水域環境の保全を図るため、水質等の監視、家畜排せつ物の適正な管理の促進、森林の整備、生産基盤の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 道は、硝酸性窒素等による地下水の汚染の防止に関し、地下水の検査及び監視、技術開発の推進及びその成果の普及、市町村に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

(1) 農用地の土壌汚染の防止

<現状>

有機性廃棄物を堆肥などにリサイクルする取組が進められ、家畜排せつ物や食品・水産加工場から排出される野菜残さや魚かす等を原料とした特殊肥料の生産が行われています。

この特殊肥料については、有害成分（ひ素、カドミウム、水銀等）の含有量に係る規制がなく、肥料中に有害成分が一定以上含まれる場合には、食の安全や農業生産はもとより土壌環境に影響を与えることから、北海道独自の取組として、特殊肥料生産業者届け出の際、有害成分の分析結果の提出を指導し、肥料の安全性の確保を図っています。

また、下水汚泥肥料は、一般的に肥料成分のバラツキが大きいことから、更なる下水汚泥資源の活用拡大に向け、徹底した品質管理のもとで肥料成分である「りん酸」を保証可能な新たな公定規格として「菌体りん酸肥料」が創設されました。

<施策の目標>

有機性廃棄物の堆肥などへのリサイクル利用に当たり、特殊肥料の安全性を確保するとともに、有機質資材の適正使用の指導等を推進します。

<主な取組>

① 肥料の適正使用の推進

- 肥料の品質等を保全し、その公正な取引と安全な施用のため、肥料の生産業者などに対し、立入検査を実施します。（農：食品政策課）
- 肥料取締法に基づき特殊肥料生産業者が知事への届出をする際、堆肥などについて、有害物質（ひ素、カドミウム、水銀）の分析結果を提出するよう指導し、特殊肥料の安全性の確保に努めます。（農：食品政策課）
- 下水汚泥の肥料利用にあたっては、農業者・消費者の理解促進等が図られるよう安全性・品質の確保に加え、リスクコミュニケーションを推進します。（農：食品政策課）
- 下水汚泥については、汚泥中に含まれる重金属の土壌への蓄積に十分注意する必要があることから、施用した土壌のモニタリングを行います。（建：都市環境課）
- 長期間にわたる使用により、重金属等が土壌中に蓄積するおそれのある有機質資材について、国の「農用地における土壌中の重金属等の蓄積防止に係る管理基準」に基づき、適正な使用を指導します。（農：食品政策課、環：循環型社会推進課）

(2) 水域環境の保全

<現状>

河川、湖沼、海は、水産資源の生育の場であり、道産食品の生産を支える場でもあることから、その水域環境を保全していくことが重要です。道内の公共用水域（河川、湖沼、海域）の水質は全般的に良好に保たれていますが、一部の湖沼など閉鎖性水域においては、流入した汚濁物質が蓄積しやすく、水質の汚濁が進みやすい上に、いったん水質が汚濁するとその改善が容易ではないという性格を有しているため、環境基準が未達成の状況にあります。

農林水産物の生産を支える場や資源である河川、湖沼、海などについて、将来にわたり良好な水環境を保全するため、地域や流域の関係者が連携し、流域を核とした健全な水循環の確保に向けて取り組むことが重要です。

<施策の目標>

公共用水域の水質を常時監視するとともに、工場・事業場に対する監視指導、家畜排せつ物の適正な管理の促進のほか、森林の整備や保全、環境に配慮した生産基盤の整備等水域の環境保全対策を推進します。

<主な取組>

- ① 公共用水域の常時監視、汚濁発生源対策
 - 水質汚濁防止法に基づき、環境基準の類型指定水域や水質監視の必要性の高い水域を対象に公共用水域の常時監視を実施し、「公共用水域の水質測定結果」として公表するとともに、工場・事業場に対し、立入検査の実施等により監視指導を行います。（環：循環型社会推進課）
 - 家畜排せつ物法の遵守状況を巡回調査等により監視指導し、家畜排せつ物の適正管理の徹底と利活用の推進を図ります。（農：畜産振興課）
- ② 水域の環境保全対策
 - 水源のかん養や水質の浄化など森林の持つ多面的機能を確保するため、植林や間伐など森林の整備や保全を進めます。（水：治山課、森林整備課、道有林課）
 - 水系へ環境負荷を与える傾斜農地の土壌流亡を防ぐためのほ場等の整備や生態系に配慮した排水路などの整備を進めます。（農：農地整備課）
 - 水産動植物の繁殖や水質の浄化など、藻場・干潟の持つ公益的な機能の維持や回復に向け、保全活動を行う組織を支援します。（水：水産振興課）

(3) 地下水の汚染の防止

<現状>

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素（以下「硝酸性窒素等」という。）による地下水汚染は、農用地への過剰な施肥や生活排水の不適切な処理などが原因と考えられています。

硝酸性窒素等による地下水汚染が農村地帯において広範に顕在化しており、道内の農村には飲料水を地下水に依存している地域もあることから、道民の健康を守るとともに農村の環境保全を図るため、地下水質の改善を図る必要があります。

<施策の目標>

地下水の常時監視を実施し、硝酸性窒素等による汚染範囲等を把握するとともに、汚染を防止・軽減するため、適正施肥の普及、家畜排せつ物の適正管理などの必要な対策を進めます。

<主な取組>

① 地下水の常時監視の実施

- 水質汚濁防止法に基づき、地下水の常時監視を実施し、「地下水の水質測定結果」として公表するとともに、地下水汚染の早期発見、汚染範囲や経年変化等の把握を行います。（環：循環型社会推進課）
- 地下水の常時監視において、飲用井戸の汚染が確認された場合は、飲用利用者に対し、関係市町村の協力を得ながら、水道水への切り替えや汚染された井戸水を乳児に与えないことなどの飲用指導を実施します。（環：環境政策課）

② 肥料減量化技術の確立・普及と家畜排せつ物の適正管理

- 「硝酸性窒素汚染防止のための施肥管理の手引」により、適正な施肥を普及・指導します。（農：食品政策課、技術普及課）
- 家畜排せつ物法の遵守状況を巡回調査等により監視指導し、家畜排せつ物の適正管理の徹底と利活用の推進を図ります。（農：畜産振興課）

第3 道民から信頼される表示及び認証の推進

食品の表示や認証は、消費者が食品を購入する際の重要な判断材料であるとともに、生産者にとっても原料の原産地などの情報を消費者に伝えられることから、食品表示制度の普及啓発を継続するとともに、電話やウェブフォーム等により広く食品表示に関する情報や問合せを受け付け、不正を見逃さない監視体制を充実します。

1 適正な食品の表示の促進等

第22条 道は、道民の安全で安心な食品の選択に資するため、食品の表示に関する監視体制を整備するとともに、生産者等に対する指導及び普及啓発その他の必要な措置を講じ、生産者等による適正な食品の表示を促進するものとする。

2 道は、道民の安全で安心な食品の選択に資するため、生産者等の食品に係る生産過程の正確かつ適切な情報の記録、保管、伝達及び提供の促進に必要な助言その他の措置を講ずるものとする。

(1) 食品の表示に関する監視体制の整備、適正な表示の促進

<現状>

食品の表示は、消費者にとって食品を購入する際の重要な判断材料であるとともに、生産者にとっても、原料の原産地などの情報を消費者に伝えられることから、その果たす役割は大変重要です。

食品表示については、食品表示法により、消費者が食品を安全に摂取し、自主的かつ合理的に選択するために必要な食品に関する表示の基準が定められており、また、「不当景品類及び不当表示防止法」（以下「景品表示法」という。）により、商品の品質や価格等について実際のものより著しく優良又は有利であると消費者に誤認される表示は禁止されています。

道では、食品表示制度の正しい理解を図るため、セミナーの開催やリーフレットの配布などにより普及啓発に努めるとともに、関係法令等の遵守状況の把握、食品表示に関する監視と違反に対する指導等を実施しています。

<施策の目標>

食品表示法など食品の表示に関する法令等の普及啓発を充実し、適正な表示を促進するとともに、関係法令等の遵守状況の把握など食品の表示に関する監視と違反に対する指導等を強化します。

なお、加工食品の原料原産地表示については、法令等に基づく指導、監督のほか、道独自の取組である道産食品登録制度の推進により、引き続き、消費者に対する情報提供の充実に努めます。

<主な取組>

① 食品表示制度の普及啓発（環：消費者安全課）

- 食品表示法等の食品表示制度などの普及啓発を目的に、食品事業者や消費者等を対象にした食品表示制度セミナーを開催するほか、リーフレットの作成・配布、道のホームページなどにより、周知徹底に努めます。
- 食品表示に関する事業者等からの相談への対応や事業者等が行う社内研修などへの協力をを行い、適正な食品表示を促進します。

② 不正を見逃さない監視体制の充実（環：消費者安全課）

- 適正な食品表示を促進するため、食品関連事業者等に対して食品表示法に係る調査を実施し、法令の遵守状況を確認するとともに、必要な指導を実施します。
- 道内各市町村に配置されている消費生活モニターにより、小売店の食品の表示に関する調査を実施し、実態を把握します。
- 電話やウェブフォーム等により、食品表示に関する情報や食品表示制度に関する問合せなどを受け付けます。
- 飲食店等に対し適正なメニュー表示に向けた景品表示法の普及啓発に取り組みます。
- 道が受理した通報等の情報を関係部局で共有するため、「消費生活安定会議幹事会食品安全部会」を毎月開催し、処理状況を確認・点検するとともに、対応等の状況を公表します。

③ 適正な表示の促進（農：食品政策課）

- 北海道の豊かな自然環境の下で生産された原材料を使用して、道内で製造・加工された加工食品を登録する道産食品登録制度について、道内での各種商談会やイベント、道のホームページ等で広くPRするなど、制度の普及と登録食品の販路拡大に向けた取組を実施します。
- 道民の安全で安心な食品の選択に資するため、国に対し、ゲノム編集技術を利用した食品の表示など、消費者が食品の選択をできる仕組みの創設を要望します。

(2) 食品の生産過程の情報の記録、保管等の促進

<現状>

食の安全・安心を確保する上で、食品の生産から食卓に至るまでの各段階の過程を明らかにするとともに、不測の事態発生時の原因究明や正確で速やかな製品の撤去・回収による被害の拡大防止などに有効である生産者等の食品の履歴情報の記録・保管などのトレーサビリティの導入・普及が重要となっています。

国産牛肉については、「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」(牛トレーサビリティ法)に基づき、店頭で生産履歴を確認できるトレーサビリティシステムが平成16年から稼働しています。

また、平成21年に「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」(米トレーサビリティ法)が制定され、米穀等を取り扱う事業者(米穀事業者)に対し、取引等の記録の作成・保存(平成22年施行)及び産地情報の伝達(平成23年施行)が義務付けられています。

食の安全・安心の確保のため、法律で義務化された遵守事項の確実な履行はもとより、食品ごとの生産・流通状況に応じたトレーサビリティの導入促進が求められており、また、GAPなど、トレーサビリティの機能を有する取組の実践も進められています。

<施策の目標>

自主的な取組と関係法令の遵守を基本としながら、法規制のない品目についても生産から流通・加工、販売に携わる関係者が自主的に連携、協力してトレーサビリティの導入に取り組むことができるようマニュアルの紹介などの取組を推進します。

<主な取組>

- ① トレーサビリティの円滑な運用と導入の促進
 - 牛肉については、牛トレーサビリティ法で義務化されている遵守事項の確実な履行を促進します。(農：畜産振興課)
 - 米穀等では、国の関係機関と連携し、米トレーサビリティ制度の遵守義務の履行状況を確認するため米穀事業者への立入検査を実施するとともに、当該制度の普及・啓発のため地域外食事業者へパンフレットを配布するなどの巡回指導を実施します。(農：農産振興課)
 - 生産者、事業者の自主的な取組を促すため、トレーサビリティのマニュアルや取組事例などを道のホームページなどで紹介するほか、GAP等、トレーサビリティの機能を有する取組を促進します。(農：食品政策課)

2 道産食品の認証制度の推進

第23条 道は、道産の食品のうち、道内で生産された農林水産物又はこれを原材料として道内で加工されたものであって、安全かつ安心で優良な品質特性を有するものの認証に係る制度の普及に必要な措置を講ずるものとする。

<現状>

道産食品に対する消費者の信頼確保と北海道ブランドの向上を図るため、道においては、高いレベルの安全・安心と優れた個性を有する道産食品を認証する「道産食品独自認証制度（きらりっぷ制度）」を平成16年度に創設し、その普及に取り組んでいます。

令和5年3月末現在、ハム、日本酒、ナチュラルチーズ、アイスクリーム、みそ、しょうゆ、いくら、熟成塩蔵さけなど21品目について認証基準を設定し、14品目37品が認証されています。また、認証された商品は、毎年、認証機関による現場検査、専門家による官能検査を行い、品質の保持に努めています。

この制度は、食の安全・安心に関心の高い消費者には普及していますが、一般消費者等への浸透がまだ十分ではなく、制度の認知度向上と認証数の拡大に向けた一層の取組が必要です。

<施策の目標>

認証制度の普及と認証数の拡大を図り、消費者に安全・安心で優れた品質の道産食品を提供するとともに、海外にも通用する道産食品のブランド化をめざします。

<主な取組>

① 制度の認知度向上（農：食品政策課）

- 制度の内容や認証品を分かりやすく紹介するパンフレット等の作成・配布やイベント・商談会等での認証品の展示・試食提供、包括連携協定等を活用した制度紹介など消費者・事業者双方への効果的なPRを一層促進します。

② 認証数の拡大（農：食品政策課）

- 認証事業者や消費者等へのPR効果の高いものなど、販売面にも配慮した認証対象品目（認証基準設定品目）の設定を図るとともに、認証機関などと連携して、事業者に対する直接的なPRを強化するなど、認証数の一層の拡大に向けた取組を進めます。

道産食品独自認証制度

道内で生産された農林水産物、または主要な原材料に道産農林水産物を用いた加工食品を対象に、衛生管理や食品添加物の使用等に関する基準を設定し、生産者のこだわりが生む食品の個性（商品特性）を一つ以上求め、最終的に消費者と専門家による官能検査（食味検査）を経て第三者機関が認証します。

認証された食品には、道が定めた認証マークと、原料の原産地を表示します。

それにより道産食品に対する消費者の信頼を確保し、北海道ブランドの向上を図ることを目的としています。



□ きらりっぷ制度の認証状況（令和5年3月末現在）

認証品目	会社数	認証数	認証品目	会社数	認証数
ハム類	1	3	みそ	2	2
ベーコン類	-	1	納豆	2	9
日本酒	1	1	豆腐	1	4
熟成塩蔵さけ	2	2	しょうゆ	2	4
ナチュラルチーズ	1	2	醤油いくら	-	1
そば	1	2	魚醤油	-	1
アイスクリーム	1	2			
いくら	2	3	計	16	37

資料：北海道農政部

※ 認証基準は21品目設定

【制度の仕組み】



- 制度運営懇談会
- 運営方法検討会

懇談会開催

《認証機関》

- （一財）日本穀物検定協会北海道支部
（ハム類・日本酒・そば等の認証）
- （公社）北海道酪農検定検査協会
（ナチュラルチーズの認証）
- （一社）北海道水産物検査協会
（熟成塩蔵さけ・魚醤油等の認証）



第4 情報及び意見の交換、相互理解の促進等

食をめぐる情勢が変化中、食の安全・安心の確保を図るためには、食品の生産から消費に至る各段階で、関係者による食品の安全に関する情報の共有や相互の意思疎通が必要なことから、リスクコミュニケーションの効果的な実施に加え、食育活動を通じ、食材が食卓に上がるまでの過程に関する理解の促進などの取組を推進します。

1 情報及び意見の交換等

第24条 道は、食の安全・安心に関し、道、道民及び生産者等が相互に情報及び意見の交換を行い、道民及び生産者等が理解を深めるために必要な措置を講ずるものとする。

<現状>

食の安全・安心についての捉え方は、その者の立場や知識、経験の違いなどにより、認識が大きく異なる場合があることから、食の安全・安心の確保を図るためには、食品の生産から消費に至る各段階の関係者の間で、食品の安全性に関する情報の共有や相互の意思疎通を図ることが必要です。

道では、食品の安全性に関する情報の提供や、消費者、生産者、事業者等による意見交換を中心にリスクコミュニケーションを実施しています。

引き続き、道民及び生産者等が、食の安全・安心に関する相互理解を深めるため、リスクコミュニケーションを効果的に実施していくことが重要です。

<施策の目標>

消費者、生産者等が、食の安全・安心についての相互理解と知識を深められるよう、リスクコミュニケーションの効果的な実施に努めます。

<主な取組>

- ① リスクコミュニケーションの効果的な実施
 - 北海道食の安全・安心委員会の意見を聞きながら、リスクコミュニケーションのテーマや開催方法等を検討します。
 - 多くの道民が参加できるよう、国や市町村、消費者団体等の関係団体と連携した実施に努めるとともに、テーマに応じて開催方法や内容等を充実するなどして、食の安全・安心に関し、関係者の相互理解が深まるよう努めます。（環：消費者安全課、保：食品衛生課、水：水産経営課、農：食品政策課）

2 食育及び地産地消の推進

第25条 道は、食育（食に関する知識及び食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることをいう。）を推進するため、普及啓発、学校、家庭及び地域における食に関する教育及び取組の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 道は、道内で生産された安全で安心な食品を消費することにより道民が食の安全及び安心に対する理解を深められるよう、普及啓発、情報の発信、地域の食材の利用の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

（1）食育の推進

<現状>

道内の食育については、「第4次北海道食育推進計画」までの取組により、各地で様々な主体による食育活動が広がりを見せる一方で、道民の食生活における野菜不足や地域の食育の担い手の減少など様々な課題が引き続き存在するほか、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、対面型、体験型の取組が行えなかった間に取組主体の担い手の減少や高齢化が進み、体験などの取組を再開するための担い手確保が課題となっています。

このため、道では、令和6年3月に策定した「第5次北海道食育推進計画」（どさんこ食育推進プラン）に基づき、「子ども及び子育て世代の食育の推進」と「食に関わる関係者の連携とネットワークの強化」を重点事項とし、関係の機関、団体を含め、道民と役割を分担しながら、引き続き、北海道の食育を総合的・計画的に推進します。

<施策の目標>

食育をめぐる課題や情勢変化を踏まえ、「第5次北海道食育推進計画」（どさんこ食育推進プラン）に基づき、様々な関係者と役割を分担しながら、食育の取組を効果的に推進します。

<主な取組>

① 健全な食生活の実践

- 望ましい食習慣の普及を図るため、「北海道版食事バランスガイド」（どさんこ食事バランスガイド）の活用を推進します。（保：地域保健課）
- 子育て世代（親子）や子どもを含む若い世代に対し、料理教室や食生活に関する講座等を開催します。（農：食品政策課）
- 学校給食の準備から片付けまでの一連の指導の中で、配膳、食器の並べ方、食事のマナーなどを習得させるなど、学級担任等による給食指導の充実が図られる取組を推進します。（教：健康・体育課）

② 食に関する知識の習得

- 地産地消の意義を理解し実践につなげるため、農林漁業者や食品加工業者など多くの人々が支える食のサプライチェーンへの理解を深める取組を推進します。（農：食品政策課）

- 令和3年3月に策定した「北海道食品ロス削減推進計画」に基づき、市町村や団体、企業、メディア、高等教育機関等と連携した「どさんこ愛食食べきり運動」の普及啓発、道内の取組事例などの発信を行います。（農：食品政策課）
 - 地域の生産者団体・他機関等と連携し、児童生徒に対し、農林漁業体験や食品の調理に関する体験の機会の提供等を推進します。（農：食品政策課）
 - 都市住民が、農業体験や受入農家と交流するとともに、豊かな自然や食の魅力に触れることで、農業・農村への理解が進み、関係人口となるよう、多様な主体が地域ぐるみで都市住民を受け入れる農村ツーリズムの取組を推進します。（農：農村設計課）
 - 魚食習慣の定着を図るため、鮮度保持など水産物に関する学習機会の創出や学校給食での水産物利用の促進などに取り組みます。（水：水産経営課）
 - 食品表示に係る正しい知識の向上のため、事業者等を対象にした食品表示制度セミナーの開催やリーフレット等の配布等による啓発活動を進めます。（環：消費者安全課）
- ③ 食育の担い手育成と地域の推進基盤の強化（農：食品政策課）
- 道内の個人、団体による食育活動を幅広く周知し、食育に対する関心や食育活動への意欲を高めるため、取組事例発表会等を行います。
 - 市町村を中心とした地域における関係者間のネットワークの構築を進め、地域の特性を生かした食育に対する支援を行います。
 - 地域関係者の連携とネットワークの強化を図る上で、市町村による声かけなどきっかけづくりの効果は大きいことから、その基盤となる「市町村食育推進計画」の策定・更新を促進するため、道が作成した「市町村食育推進計画作成の手引き」などを活用した助言、他の市町村の優良取組事例に関する情報提供、有識者を交えた意見交換などを行い、計画作成を促進します。

<参考>

コラム「地産地消関連の主な表示・認証等のマーク」(P.73)

(2) 地産地消の推進

<現状>

道では、道内で生産された農林水産物及び加工品を道民が消費する地産地消などを愛食運動として総合的に展開しています。地産地消は、食を通じて生産者と消費者の絆を深め、地域の活性化や健康で豊かな食生活を実現する上で大きな意義があるとともに、安定的な販路の確保や流通コストの低減、さらには環境負荷の低減にも資する重要な取組です。

国は同様の趣旨で国産国消を推進しており連携して推進しています。

<施策の目標>

道内で生産された農林水産物及び加工品を道民が消費する地産地消の推進、消費者と生産者等との相互理解の促進、地域資源の活用や観光との連携による道産食品の消費・販売の拡大など多様な取組を推進します。

<主な取組>

① 地産地消の推進

- 地元でとれたものを地元で消費する「地産地消」や、食の安全や大切さなどを学ぶ「食育」などを総合的に推進する愛食運動を積極的に展開し、地産地消の普及啓発や安全・安心な道産食品の販路拡大を図るとともに、消費者と生産者等との結び付きを強化します。（農：食品政策課）
- 道民が道産の食品を積極的に選択する「愛食の日（どんどん食べよう道産DAY）」（毎月第3土・日曜日）について、普及啓発等の取組を積極的に推進します。（農：食品政策課）
- 道産食材を使用したこだわり料理を提供している道内の外食店・宿泊施設を「北のめぐみ愛食レストラン」に認定するほか、愛食運動に取り組んでいる道内の企業やグループを「愛食応援団」に登録し、愛食運動の一層の普及啓発と道産農林水産物の消費拡大を図ります。（農：食品政策課）
- 北海道米のブランド力の向上と消費の拡大のため、高品質な良食味米の安定生産や、中食・外食向けなど用途に応じた生産を推進するとともに、農業団体や流通・小売企業等と連携した幅広いPR活動を行います。（農：農産振興課）
- 道内における輸入小麦から道産小麦への利用転換を図る「麦チェン」の取組を進めるため、消費者や実需者のニーズに応じた小麦の生産を促進するとともに、将来の食づくりを担う学生への理解醸成などに取り組み、道産小麦の更なる需要の拡大を図ります。（農：農産振興課、食品政策課）
- 地場資源を使った新製品の開発や親子料理教室等の普及事業などを通じて、道産農林水産物の消費拡大を図ります。（水：水産経営課）
- 児童生徒が郷土に関心を深めるとともに、地域の生産活動について学ぶなどの教育的効果が期待できることから、学校給食における地場産物の積極的な活用を促進します。（教：健康・体育課）

② 消費者と生産者等との結び付きの強化

- 本道の農山漁村や農林水産物及び加工品に関する情報を積極的に提供し、道産食品の安全・安心に対する理解や消費者と生産者等の相互理解を促進します。（農：農政課、食品政策課、農産振興課、畜産振興課、経：食産業振興課、水：水産林務部総務課）

③ 地域の食資源を活かした取組の促進

- 6次産業化や農商工連携、食クラスター活動などの取組を推進し、地域の農林水産資源を活用した加工食品の製造・販売など、道産農林水産物の付加価値の向上や関連産業の振興を図ります。（農：食品政策課、経：食産業振興課）
- YES!clean 表示制度、道産食品独自認証制度、道産食品登録制度、北海道食品機能性表示制度、北のハイグレード食品といった道独自の表示・認証・認定制度や有機JAS表示制度、水産エコラベルなどの表示・認証制度の普及を推進し、本道の恵まれた自然環境の下で生産された良質で安全な道産食品の販路拡大を図ります。（農：食品政策課、経：食産業振興課、水：水産経営課）
- 道産食材を積極的に使用し、品質の良さや美味しさを伝える道外の外食店などを「北海道愛食大使」として認定し、道産農林水産物のPRや販路拡大を図ります。（農：食品政策課）
- 地域の食文化の担い手の育成・確保のため、地域の風土や食文化などを生かした北海道らしい食づくりに関する知識や技術を持つ者を「食づくり名人」や「伝承名人」として登録するとともに、各地域において「伝承名人」等を指導者として活用し、名人が有する「技」や「知識」の伝承を促進します。（農：食品政策課）

④ 観光産業との連携強化

- 「北海道さっぽろ『食と観光』情報館」の「物産」コーナー（「北海道どさんこプラザ札幌店」）で、道内各地の特産品や北海道米、道産食品独自認証食品などを展示・販売し、本道の食品のPRを行います。（経：食産業振興課、観光振興課）
- 全国の大手百貨店で開催する「北海道の物産と観光展」で本道の「食と観光」の素晴らしさを紹介するなど、様々な機会を活用し本道の食の魅力を全国にPRします。（経：食産業振興課）

3 道民からの申出

第 26 条 道民は、食品の安全性又は食品の表示に対する信頼が損なわれる事態が発生したと認められる情報又はそのおそれがあると認められる情報を得たときは、知事に対して適切な対応をするよう申出をすることができる。

2 知事は、前項の申出があった場合において、相当の理由があると認めるときは、関係法令に規定する必要な措置を講ずるものとする。

<現状>

食品の安全・安心を確保する上で、食品の安全性や食品の表示などに関する道民から相談や情報提供に適切に対応することが重要です。

道では、道立保健所や道立消費生活センターにおいて、消費者などからの食品の安全性や品質等に関する相談を受け付けているほか、食品の表示や安全・安心に関する情報や、問合せ等を受け付ける「食品安全相談ダイヤル」を開設し、道民の方々からの相談や申出に対応しています。

また、これらの情報を庁内関係部局で共有化し、一元的に管理するとともに、関係法令に基づく措置など通報等に係る対応について点検を行っています。

食の安全・安心の確保のため、引き続き、道民からの相談や情報提供に対応し、受理した情報の共有と対応状況の点検を適切に実施する必要があります。

<施策の目標>

道民が気軽に相談や申出ができるよう、窓口を明確にし、その周知を図るとともに、問い合わせの内容やその回答についての情報を提供します。

また、道が受理した情報について、共有化と一元的な管理を行うとともに、国等の関係機関と連携の上、適切な措置を講じます。

<主な取組>

- 食品の安全・安心に関する相談・申出窓口として、「食品安全相談ダイヤル」の専用電話を開設するとともに、全道の道立保健所や原産地など品質に関する事項の担当部局においても道民からの相談や申出を受け付けます。（環：消費者安全課、農：食品政策課、保：食品衛生課）
- 道が受理した通報等の情報を関係部局で共有し、適切な措置を講じるとともに、対応等の状況を公表します。（環：消費者安全課）
- 国等の関係機関との定期的な会議等を通じ、情報の共有化と連携を図ります。（環：消費者安全課）

第4部 計画の推進体制

1 計画を推進するための関係者の責務と役割

(1) 道の責務等（条例第4条及び第7条）

道は、条例第3条に掲げる基本理念に基づき、知事を本部長とする「北海道食の安全・安心推進本部」を中心に、食の安全・安心に関する施策を総合的かつ計画的に実施します。施策の推進に当たっては、国や他の都府県、市町村と緊密な連携を図ります。

また、食の安全・安心の確保を推進するため、国に対し必要な協力を求めるとともに、積極的に意見を述べ、提言を行います。

(2) 生産者等の責務（条例第5条）

生産者や食品関連事業者は、関係法令を遵守するとともに、その事業活動に係る食品が道民の生命と健康に直接影響を及ぼす責任を自覚し、自主的に食品の安全性の確保に取り組めます。

また、食品に関する正確かつ適切な情報の道民への提供を積極的に行うとともに、国や道、市町村が実施する食の安全・安心に関する施策に協力します。

(3) 道民の役割（条例第6条）

道民は、食品の消費に際し、その安全性を損なうことがないように適切に行動し、食品の安全性、食生活、地域の食文化など、食の安全及び安心に関する知識や理解を深めるよう努めます。

また、国等の施策や生産者等の取組に対して意見を述べ、提案し、国等の施策に協力するよう努めます。

2 計画の推進体制

北海道食の安全・安心推進本部を中心に、北海道食の安全・安心委員会の意見を踏まえて、総合的かつ計画的に食の安全・安心に関する施策を推進します。

3 計画の管理

(1) 計画の公表（条例第9条）

基本計画を定めたとき、又は変更したときは、道のホームページその他の広報媒体により速やかに公表します。

(2) 年次報告（条例第8条）

計画の進捗状況を随時点検するとともに、毎年、食の安全・安心に関して講じた施策等に関する報告を議会に提出し、併せて、道のホームページその他の広報媒体等により公表します。

指 標 一 覧

施策区分	番号	指標名	現状値		目標値	指標の説明
			数値	年度		
第1 食の安全・安心のための基本的施策の推進	1 情報の提供					
	1	食に関するメールマガジンの発行	月3回	R4年度	月3回	食に関する情報を提供する道発行のメールマガジンの発行頻度
	2	食に関するメールマガジンの登録者数	6,721人	R4年度	8,000人	食に関するメールマガジンの読者となる登録者数
	3	北海道農業・農村情報誌(コンファ)の発行	年1回以上	R4年度	年1回以上	本道農業・農村の魅力や情報を提供する道発行の情報誌(コンファ)の発行頻度
	2 食品等の検査及び監視					
	4	北海道食品衛生監視指導計画に基づく立入検査の実施率	166%	R4年度	100%	食品衛生法に基づき、道が毎年度策定する監視指導計画の立入検査予定数に対する実施件数の割合
	3 人材の育成					
	5	農業指導士の認定数	2,257人	R4年度	2,200人	農薬の使用に関し、一定の知識を習得した者を農業指導士として道が認定する数
	6	食育コーディネーター及び伝承名人の活動回数	年68回	R4年度	年100回以上	食育に取り組む市町村や団体等にアドバイスなどを行うため、道が登録する様々な分野の専門家の活動回数
	4 研究開発の推進					
7	食の安全・安心に係る成果発表会等の開催回数	17回	R5年度	17回	研究成果発表会のうち、食の安全・安心に係る成果発表会等の開催回数	
5 緊急事態への対処等に関する体制の整備等						
8	食に関する危害情報の伝達訓練の実施回数	年1回	R4年度	年1回	緊急事態の内容に応じて異なる初動対応の体制を迅速に立ち上げるための訓練回数	
第2 安全で安心な食品の生産及び供給	1 食品の衛生管理の推進					
	9	国際水準のGAP(JGAP・ASIAGAP)の認証農場数	313農場	R4年度	390農場	国際水準のGAP(JGAP・ASIAGAP)の認証を取得している農場の数
	10	北海道HACCP自主衛生管理認証制度による認証施設数	396施設	R4年度	450施設	北海道HACCP自主衛生管理認証制度による認証施設数(令和7年度)
	2 農産物等の安全及び安心の確保					
	(1)クリーン農業及び有機農業の推進					
	11	YES!clean 農産物作付面積	15,454ha	R4年度	20,000ha	YES!clean 農産物表示制度に基づく農作物作付面積(令和6年度)
12	環境負荷低減事業活動実施計画等の認定数	17件	R5年度	170件	みどりの食料システム法に基づく環境負荷低減事業活動実施計画及び特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定数	
13	有機農業の取組面積	6,444ha	R4年度	11,000ha	有機農業に取り組む面積(令和12年度)	
(2)遺伝子組換え作物の栽培による交雑及び混入の防止						
14	開放系での遺伝子組換え作物の栽培計画調査回数	年1回	R4年度	年1回	農家や試験研究機関の遺伝子組換え作物の開放系における栽培計画を把握するための調査回数	

施策区分	番号	指標名	現状値		目標値	指標の説明
			数値	年度		
第2 安全で 安心な 食品の 生産及 び供給	2 農産物等の安全及び安心の確保					
	(3) 家畜伝染病の発生の予防及びまん延の防止					
	15	鳥インフルエンザの検査羽数 (サーベイランスの実施)	年 2,820 検体	R4 年度	年 4,110 検体	家きん飼養農場における鳥インフルエンザ検査の検体数
	16	監視伝染病に関する防疫演習の実施	年 14 か所	R4 年度	年 14 か所	家畜伝染病予防法に規定される監視伝染病に関する防疫演習の実施か所数
	3 水産物の安全及び安心の確保					
	(1) 生鮮水産物の鮮度の保持					
	17	屋根付き岸壁を有する漁港数 (1種、2種漁港)	12 港	R4 年度	16 港	鮮度保持などの向上が図られる屋根付き岸壁を有する漁港の整備か所数
	(2) 貝類の安全確保					
	18	貝毒行政検査の実施定点数	全道 20 海域	R4 年度	全道 20 海域	貝毒に関し、生産者による自主検査のほか、道の行政検査を定期的実施する海域数
	19	貝毒プランクトン調査定点数	全道 20 海域	R4 年度	全道 18 海域	貝毒プランクトンに関し、道が定期的実施する海域数
	4 生産資材の適正な使用等					
	(1) 農薬の適正な使用等					
	20	農薬販売業者等の立入検査件数	年 128 件	R4 年度	年 140 件	農薬取締法に基づく道の立入検査件数
	(2) 動物用医薬品の適正な使用等					
	21	動物用医薬品販売店舗立入検査件数	年 145 件	R4 年度	年 150 件	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づき、道が実施する動物用医薬品販売店舗への立入検査数
	22	飼育動物診療施設立入検査件数	年 52 件	R4 年度	年 90 件	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づき、道が実施する飼育動物診療施設における動物用医薬品に関する立入検査件数
	(3) 飼料及び飼料添加物の適正な使用と良質な飼料の確保					
	23	飼料製造・販売業者等への立入検査件数	年 122 件	R4 年度	年 150 件	飼料安全法に基づく道の立入検査件数
	24	飼料自給率	52%	R3 年度	62%	家畜を一定期間飼養するために消費した飼料量に対する経営内で調達した飼料量の割合
	5 生産に係る環境の保全					
(1) 農用地の土壌汚染の防止						
25	特殊肥料生産業者等の立入検査件数	年 30 件	R4 年度	年 30 件	肥料取締法に基づき、道が実施する特殊肥料の生産業者等に対する立入調査件数	
(2) 水域環境の保全						
26	公共用水域の環境基準達成率	90.1%	R3 年度	100%	環境基準の類型あてはめをしている公共用水域(河川、湖沼、海域)のうち、環境基準(BOD又はCOD)を達成した水域の割合	
(3) 地下水の汚染の防止						
27	地下水の環境基準達成率	66.5%	R3 年度	100%	地下水水質常時監視の概況調査及び継続監視調査における調査地点のうち、環境基準を達成した地点の割合	

施策区分	番号	指標名	現状値		目標値	指標の説明
			数値	年度		
第3 表示 及び 認証 の 推進	1 適正な食品の表示の促進等					
	(1) 食品の表示に関する監視体制の整備、適正な表示の促進					
	28	道産食品登録制度の登録数	364品	R4年度	450品	道産原料を使用し、道内で製造・加工された加工食品を登録する道産食品登録制度の登録数
	(2) 食品の生産過程の情報の記録、保管等の促進					
	29	道内のトレーサビリティの取組事例数	42事例	R4年度	42事例	食品のトレーサビリティの取組を行っている事例数
第4 情報 及び 意見 の 交換 、 相 互 理 解 の 促 進 等	2 道産食品の認証制度の推進					
	30	道産食品独自認証制度の認証数	37品	R4年度	100品	高いレベルの安全・安心と優れた個性を有する道産食品を認証する「道産食品独自認証制度（きらりっぷ）」の認証数
第4 情報 及び 意見 の 交換 、 相 互 理 解 の 促 進 等	1 情報及び意見の交換等					
	31	セミナーの開催数	年5回	R4年度	年5回	食の安全・安心に関するセミナーの開催数
	2 食育及び地産地消の推進					
	(1) 食育の推進					
	32	朝食を毎日食べている小学生の割合	82%	R4年度	100%	朝食を毎日食べている小学校6年生の割合
		朝食を毎日食べている中学生の割合	77%	R4年度	100%	朝食を毎日食べている中学校3年生の割合
	33	野菜摂取量	264g	R4年度	350g以上	20歳以上の1日当たりの習慣的な野菜摂取量（令和17年度）
		食塩摂取量	12.7g	R4年度	7.0g以下	20歳以上の1日当たりの習慣的な食塩摂取量（令和17年度）
	34	食育推進計画を作成している市町村数	140市町村	R4年度	全市町村	食育基本法に基づく市町村食育推進計画を策定した市町村数
	(2) 地産地消の推進					
	35	学校給食における地場産物の使用率	48.2%	R3年度	50%	学校給食における食品数に対する地場産の食品数
	36	北海道米の道内食率	90%	R4年度	85%以上	北海道における米消費量のうち北海道米の割合
	37	道民の小麦需要に対する道産小麦活用率	52%	R4年度	50%以上	北海道の小麦需要に対する道内における道産小麦の製粉量の割合
	38	6次産業化の取組事業体数	3,100件	R3年度	3,800件	6次産業化の取組事業体数
		6次産業化の年間販売金額	2,054億円		2,370億円	6次産業化の年間販売金額
39	農村ツーリズムの受入活動実践農家の割合	6.8%	H30年度	7.3%	道内の農業経営体に占める農村ツーリズムの受入農家（施設数）の割合（令和6年度）	
3 道民からの申出						
40	消費生活安定会議幹事会食品部会の開催回数	月1回	R4年度	月1回	食の安全・安心に係る道民からの通報等に関する庁内会議の開催回数	
41	国等との情報交換会議の開催回数	年6回	R4年度	年6回	国等関係機関との情報交換会議の開催回数	

◎第5次「北海道食の安全・安心基本計画」の指標の考え方

- 指標は、食の安全・安心に関する施策を体系的に掲載した「第3部 講じる施策」の施策区分ごとに計画の推進状況を評価する際の実績状況の目安として設定しています。
- 指標は、数値等の実績が定期的に公表されるもの、把握できるもので、食の安全・安心に関する各種施策の成果としての目標の達成水準を示すものを基本として設定しており、成果の水準を表す適切な指標の設定が困難な場合については、施策の推進等の状況を示すものを設定しています。
- 指標の目標年度は、原則として本計画の目標年度である令和10年度としていますが、北海道総合計画をはじめとする関連計画等において、既に目標値が設けられている場合などで目標年度が異なるほか施策の内容などから令和10年度における目標値の算定が困難な場合は、関連計画等における目標年度及び目標値によることとしています。
- 設定している指標について、本計画の策定後において、関連計画等の改定などにより新たな目標年度や目標値が定められた場合は、当該目標年度や目標値は本計画のそれとみなすこととします。

参 考 資 料 目 次

用語解説	55
コラム	66
緊急事態への対処に係るフローチャート	
フードチェーンにおける安全性の確保	
北海道HACCP自主衛生管理認証制度	
YES!clean表示制度の概要	
家畜の伝染病予防のポイント	
貝類規制基準等	
ホタテガイ生産海域図	
道産食品登録制度	
道産食品独自認証制度	
地産地消関連の主な表示・認証等のマーク	
資料	74
「第5次北海道食の安全・安心基本計画」策定の経過等	
北海道食の安全・安心条例	
北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例	
北海道食の安全・安心推進本部設置要綱	

用 語 解 説

(五十音順、アルファベット順)

○ アニサキス（保：食品衛生課）

アニサキスは海洋に生息するほ乳類を終宿主としこれらの胃に寄生する線虫であり、海産魚やイカの体内で第3期幼虫となる。アニサキスの第3期幼虫が寄生した海産魚やイカを生で食べた場合、ヒトの胃壁や腸壁に刺入して、みぞおちの激しい痛みなど（アニサキス症）を引き起こすことがある。我が国では、刺身や寿司など、生の海産魚介類を食べる習慣があるため、特にアニサキス類による食中毒に注意することが必要である。

○ アフリカ豚熱（農：畜産振興課）

アフリカ豚熱は、アフリカ豚熱ウイルスの感染による豚、いのししの伝染病。発熱や全身性の出血性病変を特徴とし、致死率が高い。家畜伝染病予防法で家畜伝染病（法定伝染病）に指定されている。日本は本病の清浄国であり、これまで本病の発生は確認されていない。

○ 遺伝子組換え作物（農：食品政策課）

遺伝子組換え技術（ある生物がもつ有用な遺伝子を取り出して、他の生物に導入することにより新たな性質を加える技術）を用いて作出した作物のこと。特定の害虫や病気に強い作物や機能性成分を高めた作物等が開発されている。遺伝子組換え作物については、国の安全性審査を経て問題がないと判断されたもののみが食品や飼料として国内で流通可能となっている。

また、国において安全性が確認された遺伝子組換え農産物（9作目）及びこれを原材料とする加工食品（33食品群）については、食品表示法に基づき、原則、遺伝子組換え食品である旨の表示が義務付けられている。

○ 牛海綿状脳症（BSE）（農：畜産振興課）

家畜伝染病予防法で指定されている家畜伝染病（法定伝染病）の一つ。脳の組織に空洞ができ、スポンジ（海綿）状になるため、音や接触に対し過敏な反応を示し、病状が進むと運動失調などの中枢神経症状を呈し、死に至る。原因は異常プリオンタンパク質と考えられている。

○ 栄養教諭（教：健康・体育課）

「児童生徒の栄養の指導及び管理をつかさどる」教員。職務は、教育に関する資質と栄養に関する専門性を生かして、教職員や家庭・地域との連携を図りながら、食に関する指導と学校給食の管理を一体のものとして行い、教育上の高い相乗効果をもたらす。「栄養教諭」制度（栄養教諭普通免許状〔専修、一種、二種〕を新設）は、平成16年に創設され、平成17年度から施行された。

○ 栄養士・管理栄養士（保：地域保健課）

栄養士は、栄養士法に定められる資格で、栄養の指導に従事することを業とする者で、厚生労働大臣の指定した栄養士養成施設あるいは管理栄養士養成施設において必要な知識及び技能を修得し、都道府県知事の免許を受けたものを指す。

管理栄養士は、厚生労働大臣が行う管理栄養士国家試験に合格し免許を受けたものを指す。管理栄養士国家試験の受験資格は、栄養士の免許を受けた後、修了した栄養士養成施設に応じた一定期間の栄養の指導に従事した者又は管理栄養士施設を修了した者とされている。

○ **エコファーマー（農：食品政策課）**

「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、堆肥等による土づくりと、化学肥料や化学合成農薬の使用量の低減を一体的に行う、環境保全に配慮した農業生産方式を導入する計画を作成し、都道府県知事の認定を受けた農業者。

○ **家畜の着地検査（農：畜産振興課）**

移入家畜による伝染性疾病の侵入を未然に防止するため、輸移入後に道内飼養地で行う隔離飼養等の防疫措置のこと。原則として、輸入検疫後の輸入家畜は3か月間、都府県からの移入家畜は3週間の着地検査が行われる。

○ **環境基準（環：循環型社会推進課）**

環境基本法に基づき、人の健康の保護及び生活環境の保全の上で、維持されることが望ましい基準として定められたものであり、現在、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音に係る基準が定められている。公共用水域（河川、湖沼、海域）の水質汚濁に係る環境基準には、人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）と生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）があり、健康項目はカドミウムなど27項目が全国一律の基準値として設定され、生活環境項目はBODなど12項目について、水域の利用目的等に応じた類型と基準値が設定されている。また、地下水の水質汚濁に係る環境基準には、健康項目として、カドミウムなど28項目が全国一律の基準で設定されている。

○ **環境保全型農業直接支払交付金（農：食品政策課）**

「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、農業者の組織する団体等が実施する化学肥料・化学合成農薬の使用を原則5割以上低減する取組と合わせて行う、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を支援する制度。

○ **カンピロバクター（保：食品衛生課）**

カンピロバクター属菌による食中毒は、我が国で発生している細菌性食中毒の中で、近年、発生件数が最も多い食中毒である。生や半生、加熱不十分な鶏肉等が原因で発生し、下痢、腹痛等の症状のほか、感染して数週間後に手足の麻痺や呼吸困難等を起こすギラン・バレー症候群を発症することがあるとされる食中毒菌である。

○ **公共用水域の常時監視（環：循環型社会推進課）**

道では、水質汚濁防止法に基づき、公共用水域（河川、湖沼、海域）の水質汚濁の状況を監視している。水質の測定は、道、北海道開発局、道内関係市で分担して実施。測定結果は、毎年度、「公共用水域の水質測定結果」として取りまとめ、公表している。

○ **交雑混入防止措置基準（農：食品政策課）**

「北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例」に基づき、栽培する遺伝子組換え作物と同種の一般農作物及び交雑する可能性のある野生植物との交雑を防止するため、隔離すべき距離などの基準を設けるほか、一般作物の種子又は収穫物との混入を防止するための措置等を定めたもの。

○ **口蹄疫（農：畜産振興課）**

口蹄疫は、口蹄疫ウイルスの感染による偶蹄類家畜（牛、水牛、鹿、めん羊、山羊、豚、いのしし）の伝染病。家畜伝染病予防法で家畜伝染病（法定伝染病）に指定されている。発症畜は、口、鼻、蹄、乳頭に水疱を形成し、発熱、よだれ、食欲不振、歩行困難などの症状を示す。感染力が非常に強い。

○ **高病原性鳥インフルエンザ（農：畜産振興課）**

高病原性鳥インフルエンザは、A型インフルエンザウイルスの感染による家きん（鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥）の伝染病のうち、全身症状など特に高い病原性を示すもの。家畜伝染病予防法で家畜伝染病（法定伝染病）に指定されている。感染鶏の致死率はほぼ100%で、沈うつ、顔面浮腫、とさかと肉垂および脚部が青紫色になるチアノーゼなどが認められる。カモ類等の本病ウイルスに抵抗性を有する渡り鳥により、日本国内にウイルスが持ち込まれる。

○ **コントラクター（農：畜産振興課）**

農作業機械と労働力を有して、農家から農作業を請け負う組織。農業者による営農集団や農協のほか、民間企業等によるものがある。

○ **残留農薬（保：食品衛生課）**

農作物等の栽培又は保存時に農薬が使用された場合に、農作物等や環境中に残る農薬又はその代謝物をいう。農薬が残留した食品を摂取することにより、人の健康を損なうことがないように、食品衛生法に基づく「食品、添加物等の規格基準」において食品に残留する農薬などの量の限度（残留農薬基準）が定められている。残留農薬基準を超えて農薬が残留する食品は、食品衛生上の危害を除去するために必要な範囲で販売禁止などの措置がとられる。

○ **自衛防疫組織（農：畜産振興課）**

農業者などが自ら家畜伝染病の自主的防疫を進めるための組織をいう。

○ **重金属（農：食品政策課）**

金、白金、銀、銅、水銀、鉛、鉄、カドミウムなど、比重が4～5以上の比較的重い金属の総称。鉄、亜鉛、マンガンなどは農作物が生育する上の必須元素であるが、水銀、カドミウムなどは人体への毒性が強く注意を要する。

○ **食クラスター（経：食産業振興課）**

食の分野において、食に関わる幅広い産業（産）と大学や試験研究機関、関係行政機関、金融機関などの関連機関（学官金）が、オール北海道で、今まで以上に緊密に連携・協働できる体制を整備し、北海道ならではの食の総合産業を構築しようとする取組のこと。

○ **食生活改善推進員（保：地域保健課）**

正しい知識と技術を持って、自らよりよい健康生活の実践者となり、その上で地域の実情に即した効果的な手段で「私たちの健康は私たちの手で」の精神にのっとり、住民参加を促し、継続的に食生活改善を中心とする組織的な活動を進めているボランティアのこと。平成16年4月に全国食生活改善推進員団体連絡協議会で「食育宣言」を行い、食育アドバイザーとして全国で活動している。

○ 飼養衛生管理基準（農：畜産振興課）

平成 16 年に家畜伝染病予防法に規定された、家畜の所有者が家畜伝染病の「発生の予防及びまん延防止」のために遵守すべき飼養衛生管理の基準。平成 22 年から 23 年にかけて国内で発生した口蹄疫や、令和 2 年の高病原性鳥インフルエンザの流行への対応を踏まえ、改正が行われている。都道府県知事は、改善勧告や命令を行うことができる。

○ 硝酸性窒素（農：食品政策課）

主要な肥料成分である窒素の存在形態の一つで、水溶性の硝酸イオン（ NO_3^- ）の形で存在する窒素をいう。硝酸性窒素は移動性が大きく土壤中を下降する水によって溶脱されやすい。化学肥料や家畜糞尿等を多量に施用した場合、作物による吸収や土壌微生物による分解能力を超え土壤中で多量の硝酸が生成し、溶脱して地下水汚染の原因となる。酸素の少ない状態（人体や土の中など）では容易に亜硝酸性窒素に変化する。硝酸性窒素を多量に含む水を摂取すると、人の胃の中で食品中の窒素化合物と反応して発ガン性物質であるニトロソアミンという物質を作り出すばかりでなく、血液の酸素運搬能力が低下するメトヘモグロビン血症を引き起こす場合がある。

○ 硝酸性窒素汚染防止のための施肥管理の手引（農：食品政策課）

酸性窒素汚染防止のため、平成 15 年 3 月に道が作成した手引。汚染防止のための作物栽培に関する基本的な考え方を整理し、畑作、園芸、畜産（酪農）、水田の分野別に具体的な施肥管理手順を示している。

○ 食育（農：食品政策課）

様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を有し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

○ 食中毒（保：食品衛生課）

食品に起因する急性胃腸炎、神経障害などの中毒症の総称で、その原因物質によって微生物性食中毒、自然毒食中毒、化学物質による食中毒などに分類される。微生物性食中毒は細菌性食中毒とウイルス性食中毒に分けられ、このうち細菌性食中毒は、感染型と毒素型に分類される。感染型食中毒は、食品中に増殖した原因菌（サルモネラ属菌、リステリア、腸炎ビブリオなど）や食品に付着したウイルス（ノロウイルスなど）を食品とともに摂取した後、原因菌（ウイルス）が腸管内でさらに増殖して臨床症状を起こす。腸管出血性大腸菌やカンピロバクター属菌などは、極めてわずかな菌の付着でも食中毒を起こす。他方、毒素型食中毒は食品中で増殖した原因菌（黄色ブドウ球菌、ボツリヌス菌など）が産生した毒素を食品とともに摂取することで臨床症状を示す。自然毒食中毒は、毒キノコ、フグ毒、かび毒などが原因物質となって起きる。

○ 食品衛生指導員（保：食品衛生課）

食品衛生指導員とは、公益社団法人北海道食品衛生協会長から委嘱され、食品関係営業者の自主管理体制の確立と消費者に対して普及啓発を行う者をいう。

○ 食品添加物（保：食品衛生課）

食品衛生法において、「食品添加物」とは、食品の製造の過程において使用されるもの、又は食品の加工若しくは保存などの目的で添加、混和などの方法により使用されるものと定義されている。食品添加物は、食品とともに人が摂取するものであり、安全性が十分確認されたものであることが必要である。このため、食品添加物は食品衛生法に基づき「人の健康を損なうおそれのない場合」として内閣総理大臣が定めるもの以外は原則として使用が認められない。

○ 飼料添加物（農：畜産振興課）

飼料添加物とは、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律において、①飼料の品質の低下の防止、②飼料の栄養成分その他の有効成分の補給、又は③飼料が含有している栄養成分の有効な利用の促進を図るために、飼料に添加、混和、浸潤その他の方法によって用いられるもので、農林水産大臣が指定するものと定義されている。飼料添加物には、アミノ酸、ミネラル、酵素、抗菌性物質などがあるが、個々の成分規格並びに製造などの方法及び表示の基準が定められており、これに適合しないものは飼料に添加することができない。

○ 水産エコラベル（水：水産経営課）

環境と調和した持続可能な漁業により漁獲された水産物に与えられる認証のこと。欧米では、FAO（国際連合食糧農業機関）のガイドラインに基づき海洋管理協議会（Marine Stewardship Council 本部：イギリス）が与えるMSC認証が有名。日本においては平成19年12月、MEL（マリネコラベル）ジャパンが発足し、生態系の保全のみならず、漁業調整など日本の漁業特性を加味した審査により認証をえる制度がスタートしている。

○ スクリーニング検査（農：畜産振興課）

迅速に実施可能な手技を用いて対象とする物質等を暫定的に選び出すことをいう。スクリーニング検査の結果は決定的なものではなく、その後の詳細な検査等により結論が出される。科学分野における有用物質の選抜や医療分野における集団検診、BSE検査など、幅広い分野で使われている。

○ 地域食品加工技術センター（経：食産業振興課）

オホーツク圏域及び十勝圏域の農水産資源を活用した食品加工技術の高度化を促進し、北海道の食品工業の発展に寄与するため、道が平成6年4月に開設した機関。道総研食品加工研究センターや各種研究機関、大学等とも連携しながら、地域のニーズに対応した食品加工に関する試験研究、技術指導、人材育成や、依頼による試験分析、機器の開放などの業務を実施している。

○ 地下水の常時監視（環：循環型社会推進課）

道では、水質汚濁防止法に基づき、地下水の水質の汚濁の状況を監視し、地下水の汚染を早期に発見するとともに、汚染範囲や経年変化等を把握している。水質の測定は、道、北海道開発局、政令市（札幌市、旭川市、函館市）で分担して実施。測定結果は、毎年度、「地下水の水質測定結果」として取りまとめ、公表している。道による測定において、飲用井戸の汚染が判明した場合は、（総合）振興局から井戸所有者のほか関係市町村、関係保健所に通知され、必要な指導が行われている。

○ 腸管出血性大腸菌O157（保：食品衛生課）

人や動物の腸管の常在菌である大腸菌のうち、ベロ毒素（志賀毒素）を産生する種類の一つをいう。乳幼児や高齢者などは溶血性尿毒症症候群を併発し、意識障害や死に至ることもある。この細菌は、動物の腸管内に生息し、糞尿を介して食品、飲料水を汚染することにより、人の感染症や食中毒の原因となっており、国内で散発している。少量でも発病することがある。加熱や消毒処理には弱い。

○ TMRセンター（農：畜産振興課）

TMRの調製・農家への配送を行う組織のこと。併せて、草地管理や自給飼料の共同調製・貯蔵などを行う組織もある。

※TMR（完全混合飼料：Total Mixed Ration）

乳牛が必要とする栄養素（粗飼料と濃厚飼料）がバランスよく配分されている飼料のこと。飼料成分が均一であるため、第一胃内の発酵を安定させることができ、乳量、乳質を高位に安定させ消化器系の疾病を減らし、繁殖成績を向上させる働きがある。

○ 道産食品登録制度（農：食品政策課）

北海道の豊かな自然環境の下で生産された農産物等の原材料を使用して、道内で製造・加工された道産食品を登録する仕組みとして、道が平成18年1月から始めた制度。道産原材料については、北海道産（記載可能なものは市町村名やその他一般に知られた地名）と表示することや、商品形態については、最終の出荷形態と消費者の入手形態は同一のものであること等が要件となっている。商品には登録マークが付けられている。

○ 道産食品独自認証制度（農：食品政策課）

北海道の豊かな自然環境や高い技術を活かして生産される安全で優れた道産食品を認証する仕組みとして、道が平成16年4月から始めた制度。令和5年3月末現在で21の品目に関する認証基準が定められており、各々において、①原材料に関する基準、②生産情報の提供に関する基準、③安心に関する基準、④商品特性の評価に関する基準及び⑤官能検査の方法に関する基準が規定され、これらに適合する審査を受けることが要件となっている。「きらりっぷ」という愛称で呼ばれ、商品には認証マークが付けられている。

○ 動物由来感染症（農：畜産振興課）

動物から人間へうつる感染症のことであり、「人畜共通感染症」、「人獣共通感染症」などを指す。厚生労働省は人の健康問題という観点に立ち、「動物由来感染症」という言葉を使用している。人の感染症は医学が、動物の感染症は獣医学が対応し、動物から人へ伝播する動物由来感染症については、医学と獣医学が協力して対応する。

○ 動物用医薬品（農：畜産振興課）

動物に使用されることが目的とされている医薬品。牛、豚、鶏などの畜産動物や養殖魚などの病気の診断、治療、または予防などに使われるもので、その製造・販売・使用について医薬品医療機器等法で規制されている。必要に応じて、医薬品医療機器等法に基づき、その使用できる動物種、使用量、使用禁止期間などの使用基準が設定されている。また、食品衛生法に基づき、残留基準が設定され、当該基準が設定された場合、これを超えるような動物用医薬品が残留している食品は販売禁止などの措置がとられることになる。

○ 特殊肥料（農：食品政策課）

米ぬか、魚かすのような単純な肥料や、堆肥のような肥料の価値又は施肥基準が必ずしも含有主成分量のみ依存しない肥料で、農林水産大臣が指定した肥料をいう。その生産や輸入に際しては都道府県知事への届出が必要とされ、堆肥や動物の排せつ物については、主要な成分の含有量などの表示事項や遵守事項が定められている。

○ 特定危険部位（SRM）（農：畜産振興課）

牛の体内でBSEの病原体と考えられている異常プリオンたんぱく質が蓄積されやすい部位。日本においては、全月齢の扁桃、回腸遠位部（回腸末端2メートルまでの部分）、30か月齢超の頭部（舌、頬肉、皮及び扁桃を除く）、脊髄及び脊柱を特定危険部位としている。

○ **独立行政法人農林水産消費安全技術センター（農：畜産振興課）**

農林水産消費技術センター、肥飼料検査所、農薬検査所の3法人が統合し平成19年に発足した国の機関。フードチェーン全体を通じた食の安全と消費者の信頼確保のため、各分野が有する専門技術的知見を結集し、肥料、農薬、飼料、ペットフード、食品等に関する検査・分析等を行うとともに、食に関する情報の一元的な提供などを行っている。

○ **どさんこ食事バランスガイド（北海道版食事バランスガイド）（保：地域保健課）**

1日に「何を」「どれだけ」食べたらよいか、食事の望ましい組み合わせとおおよその量をわかりやすくイラストで示したもの。

健康な方の健康づくりを目的としており、「どさんこ食事バランスガイド」では、道民のみなさまに広く活用いただくため、北海道に縁のある料理を掲載している。

○ **肉骨粉（農：畜産振興課）**

牛や豚などの家畜をと畜解体するときに出る、食用にならない部分や農場で死亡した家畜などをレンダリング（化製処理）した後、乾燥して作った粉末状のもの。主に飼料や肥料及び工業用として利用された。現在では、牛から牛にBSEが感染したのは、BSE感染牛を原料とした肉骨粉などの飼料を使っていたことが原因と考えられていることから、牛などの反芻動物を原料として作られた肉骨粉は使用が禁止されている。

○ **農商工連携（農：食品政策課、経：食産業振興課）**

農山漁村が有する地域の特色ある農林水産物、美しい景観など、長い歴史の中で培ってきた貴重な資源を有効に活用するため、農林漁業者と商工業者がお互いの「技術」や「ノウハウ」を持ち寄って、新しい商品やサービスの開発・提供、販路の拡大などに取り組むこと。

○ **農村ツーリズム（農：農村設計課）**

農山漁村の豊かな自然や食、歴史・文化、生活体験などを観光資源に活かし、農業や観光業など多様な主体が地域ぐるみで取り組む滞在型観光のこと。

○ **ノロウイルス（保：食品衛生課）**

海水、河川水などに分布し、感染した人の腸内で増殖するが、ほかの食中毒菌と異なり、食品中では増殖しない。感染した食品取扱者を介して二次汚染された食品の喫食や二枚貝など貝類の生食により発症することが多く、人から人への二次感染もある。ウイルスの失活には、次亜塩素酸ナトリウム（0.05～0.1%）による消毒や85～90℃で90秒以上の加熱が望ましく、通常の殺菌・消毒に使用されるアルコールはあまり効果がない。少量のウイルスでも発症する。

○ **農薬指導士（農：技術普及課）**

農薬販売業者、防除業者、ゴルフ場事業者等及びその従業員（取扱業者）並びに農薬の安全・適正使用の指導に関わる地方公共団体等の職員等（指導者）のうち、農薬の安全性の確保に係る研修を受講し、農薬に関し一定の知識を習得したことを知事が認定した者。農薬指導士の活動により、取扱業者及び指導者の資質の向上を図り、農薬の安全使用を推進することを目的としている。

○ **ハタケダ博士&クリーんだね（農：食品政策課）**

北海道のクリーン農業を広めるキャラクター。畑をモチーフとした四角い顔に北海道の形をした帽子が目印の「ハタケダ博士」と、環境に優しいクリーン農産物を目指す種たち「クリーんだね」が北海道のクリーン農業について解説してくれる。

○ **病害虫発生予察（農：技術普及課）**

病害虫の防除を適時で経済的なものにするため、病害虫の繁殖、気象、作物の生育等の状況を調査し、農作物についての病害虫による損害の発生を予測し、これに基づく情報を関係者に提供すること。

○ **豚熱（農：畜産振興課）**

豚熱は、豚熱ウイルスの感染による豚、いのししの伝染病。家畜伝染病予防法で家畜伝染病（法定伝染病）に指定されている。発症畜には、発熱、食欲不振等の症状がみられ、急性から慢性まで多様な症状を示す。日本国内では、野生いのししにより感染が拡大している。

○ **北海道クリーン農業推進協議会（農：食品政策課）**

クリーン農業の取組強化を目的に、平成3年に設置された協議会。道、農業団体、経済連、市場協会、食品産業協議会、消費者協会、生協連、市・町村会、道総研など19の機関・団体（事務局はJA北海道中央会）で構成されており、クリーン農業の普及啓発や情報の収集・提供、YES!clean表示制度の運営などを行っている。

○ **北海道さっぽろ「食と観光」情報館（経：食産業振興課、観光推進課）**

北海道と札幌市との連携により、JR札幌駅構内に整備した、本道の「食」と「観光」の魅力を発信する情報拠点で、この情報館には道内各地の観光パンフレットを取り揃えており、外国語対応可能な観光案内スタッフが常駐。また、道内各地の特産品を展示・販売するコーナーなども備えている。

○ **北海道食育コーディネーター制度（農：食品政策課）**

食育に関する知識や経験を有する方々を「北海道食育コーディネーター」として登録し、人材の育成や課題解決のための助言・指導等を行うことによって、地域での食育の活動を支援するため、平成18年12月に創設した道の制度。

○ **北海道食品機能性表示制度（経：食産業振興課）**

「北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区」における国との協議を経て、加工食品に含まれる機能性成分について、健康でいられる体づくりに関する科学的な研究が行われた事実を認定する制度として平成25年4月1日からスタート（愛称：ヘルシーD o）。

企業が提出する申請商品に含まれる成分に関する研究論文等について、道が、懇談会を設置の上学識経験者の意見を聞いて審査し、「健康でいられる体づくりに関する科学的な研究」が行われた事実を認定するもの。企業は、認定商品のパッケージに認定内容を表示することにより、消費者の高まる健康ニーズに対して的確な情報が提供されるほか、認定商品のブランド化・差別化が図られ、道内食産業の振興につながる。

○ **北海道食の安全・安心委員会（農：食品政策課）**

北海道食の安全・安心条例の規定に基づき、食の安全・安心に関する重要事項を調査審議するために設置した知事の附属機関。委員会は、学識経験者や消費者・生産者等から知事が任命する 15 人以内の委員で組織され、委員会には、特別の事項を調査審議する専門部会（委員及び特別委員）を置くことができるものとされている。

○ **北海道食の安全・安心推進本部（農：食品政策課）**

北海道食の安全・安心条例に基づく幅広い施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成 17 年 4 月に設置された道の本部。知事を本部長とし、関係各部、教育庁の部長クラスで構成され、食の安全・安心に関する重要事項について協議し、全庁的な連携を図る。なお、各（総合）振興局にも、食の安全・安心に向けた具体的な取組を道本部とも連携しながら地域の実情に応じて効果的に進める体制として、（総合）振興局長を本部長とする地方本部を整備している。

○ **北海道食品衛生監視指導計画（保：食品衛生課）**

都道府県等が実施する食品衛生法等に基づく監視指導等について、国が定めた「食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針」を踏まえて、北海道知事が毎年度定める計画。

○ **北海道らしい食づくり名人登録制度（農：食品政策課）**

地域で栽培される機会が少なくなった昔ながらの農産物や地域が誇るこだわりの加工品、郷土料理など、地域の風土や食文化などを生かした北海道らしい食づくりを行っている方々を「食づくり名人」として登録する制度で、道が平成 17 年度に創設したもの。

また、本制度では、食づくり名人のうち、振興局や市町村が推薦した、講師やアドバイザーとなって北海道らしい食づくりを進めるための指導や助言をできる方々を「伝承名人」として登録している。

○ **ポジティブリスト制度（保：食品衛生課）**

残留農薬等に関する制度であり、原則すべての農薬等について残留基準（一律基準を含む）を設定し、基準を超えて食品中に残留する場合、その食品の販売等の禁止を行うこととしたもの。

○ **マイナー作物（農：技術普及課）**

「農薬の登録申請において提出すべき資料について」（平成 31 年 3 月 29 日付け 30 消安第 6278 号農林水産省消費・安全局長通知）の第 2 に掲げる生産量が少ない作物を指す。適用のある農薬が少ないことから、病害虫等の適正防除が困難となり、安定的な生産に支障を来すことが懸念されている。道では、毎年度、マイナー作物の農薬登録に向けた試験の要望調査、要望内容の検討、農薬メーカーへの協力要請、試験設計の検討を実施し、マイナー作物に対応した農薬登録を推進している。

○ **みどりの食料システム戦略（農：食品政策課）**

農林水産省が令和 3 年 5 月に策定した、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現させるため、中長期的な観点から戦略的に取り組む政策方針。

調達から生産、加工・流通、消費までの各段階における環境負荷の低減と労働安全性・労働生産性の大幅な向上をイノベーションにより実現していくための道筋を示している。

○ 無視できるBSEリスクの国（農：畜産振興課）

国際獣疫事務局（OIE）において、次の項目を全て満たした国に対して、国際的なBSEの安全性格付け（BSEステータス）の最上位である「無視できるBSEリスク」の国として認定される。①リスク査定が実施され適切な特別措置によるリスク管理が定められた期間実行された。②7年間にわたって発生動向調査の評点目標を達成した。③全ての国内発生例が11年以上前に生まれたものである。④8年間にわたって反芻動物由来の肉骨粉も脂肪粕も反芻動物に給餌していないことを証明した。

○ 無登録農薬（農：技術普及課）

農薬取締法に基づく登録農薬であって容器や包装に登録番号等の表示があるもの及び特定農薬以外の農薬のこと。無登録農薬を農薬として販売、使用した場合は、農薬取締法違反として罰則の対象となる。

○ 藻場・干潟（水：水産振興課）

藻場とは、浅海域で海藻が繁茂している場所あるいはそれらの群落の名称。干潟とは、干潮時に露出する砂泥地。藻場・干潟とも、多様な生物の生息場となっており、生物生産に大きな役割を果たしているほか、環境の保全や環境学習を提供する場としてなど、多面的な機能を有している。

○ 有機JAS（農：食品政策課）

多年生作物は過去3年以上、野菜や米なら過去2年以上、農薬や化学肥料を全く使っていない農地での栽培など有機JAS規格を満たした農産物・加工食品に有機JASマークを付す制度である。規格には有機農産物、有機畜産物、有機加工食品がある。

○ 有機性廃棄物（農：食品政策課）

わら類、家畜ふん尿、畜産物残さ（食肉加工段階で発生する骨、脂肪等の残さ）、樹皮、おがくず（木材加工時の木粉）、木くず、木竹類（剪定枝、芝刈りくず等）、動植物性残さ（食品製造業から発生する搾汁粕、野菜くず等の残さ）、食品産業汚泥、下水道汚泥、集落排水汚泥、浄化槽汚泥、し尿、生ごみ等を有機性資源といい、これらを廃棄するものを有機性廃棄物と総称する。

○ 有機農業（農：食品政策課）

化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業をいう。「有機農業の推進に関する法律」第2条で定義されている。

○ リスク管理（関係全課）

リスク評価の結果を踏まえて、すべての関係者と協議しながら、技術的な実行可能性、費用対効果、市民感情などの様々な事情を考慮した上で、食品が人の健康に悪影響を及ぼす危険性（リスク）を低減するための適切な施策・措置（規格や基準の設定など）を決定し、実施すること。例えば、BSEに関しては、除去すべき牛の部位が規定されており、農薬については、農作物の生産性向上と人へのリスクについて考慮し、使用基準や食品における残留基準が設定されている。

○ リスクコミュニケーション（関係全課）

消費者、生産者、事業者、研究者、流通、小売などの関係者がそれぞれの立場から相互に情報や意見を交換すること。意見交換会や意見募集等のほか、セミナー、ホームページなどを通じた情報発信などのことをいう。

○ リスク評価（関係全課）

食品中に含まれる人の健康に悪影響を及ぼす原因となる物質（危害要因）を摂取することによって、どのくらいの確率でどの程度の健康への悪影響が起きるかを科学的に評価すること。例えば、食品添加物について、人が一生にわたって毎日摂取し続けたとしても健康への悪影響がないと推定される一日当たりの摂取量を、動物を用いた毒性試験等により設定すること。

○ 6次産業化（農：食品政策課）

一次産業である農林水産業が、農林水産物の生産だけにとどまらず、それを原材料とした加工食品の製造・販売や観光農園のような地域資源を生かしたサービスなど、二次産業や三次産業に取り組むこと。

○ GAP（ギャップ：農業生産工程管理）（農：食品政策課）

Good Agricultural Practices の略で、農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組で、「工程管理に基づく品質保証」の考え方を農業現場に応用し、食品事故などの問題を農場が起こさないよう未然に防ぐ農場管理の手法。

GAPの実施は、食品事業者等の信頼を確保する上でも有効な手法となるほか、生産管理の向上、効率性の向上、農業者自身や従業員の経営意識の向上につながるといった効果がある。

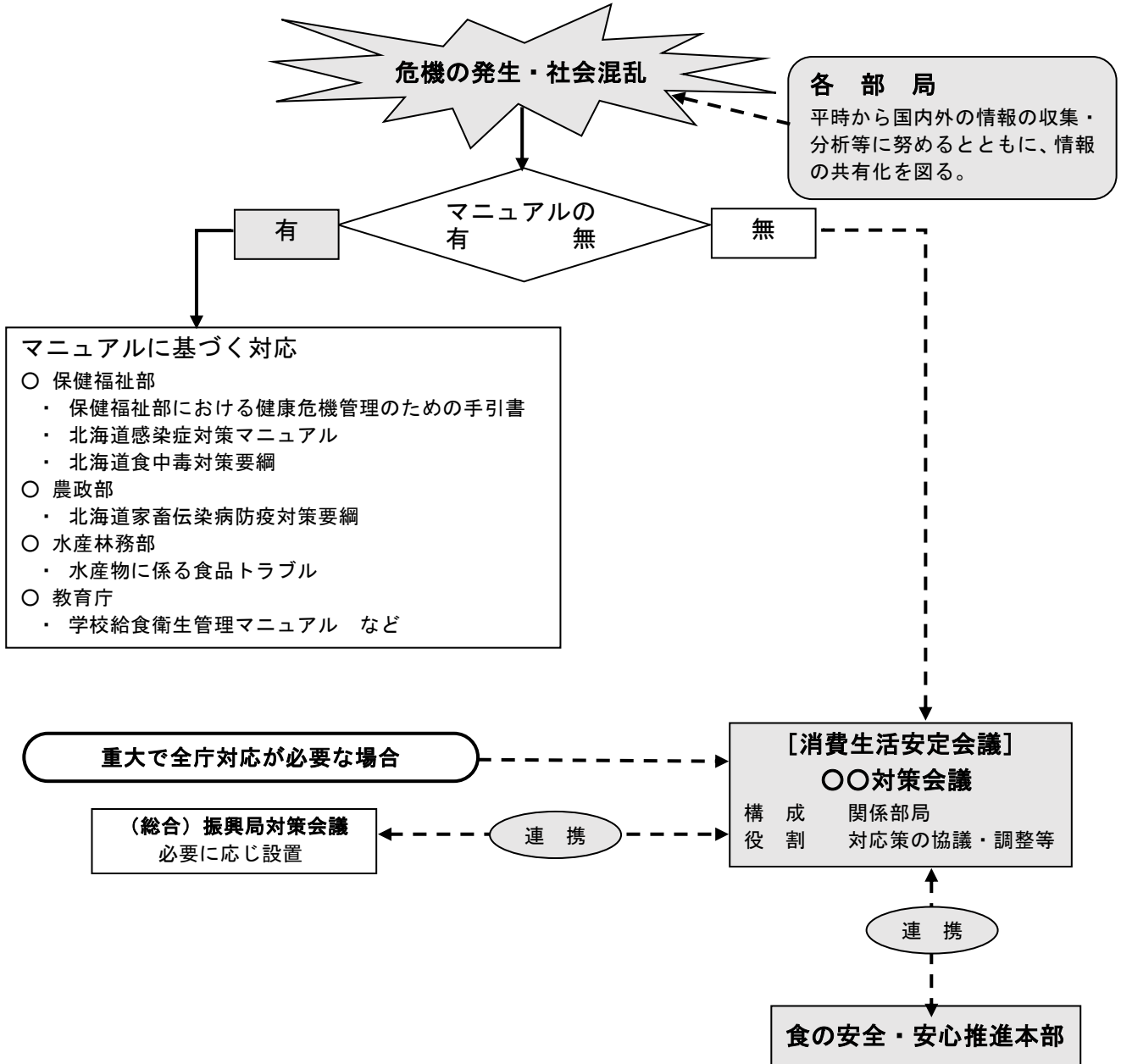
○ HACCP（ハサップ：危害要因分析重要管理点方式）（保：食品衛生課）

Hazard Analysis and Critical Control Point の略で、食品の衛生管理手法の一つ。危害要因分析重要管理点方式ともいう。製造における重要な工程を連続的に監視することによって、一つ一つ製品の安全性を保証しようとする衛生管理手法であり、危害要因分析、CCP（重要管理点）、CL（管理基準）、モニタリング、改善措置、検証、記録の7原則から成り立っている。食品衛生法が改正され、令和3年6月から原則すべての食品等事業者がHACCPに沿った衛生管理を導入することとなった。

第3部 第1 5 緊急の事態への対処等に関する体制の整備等関係

【緊急事態への対処に係るフローチャート】

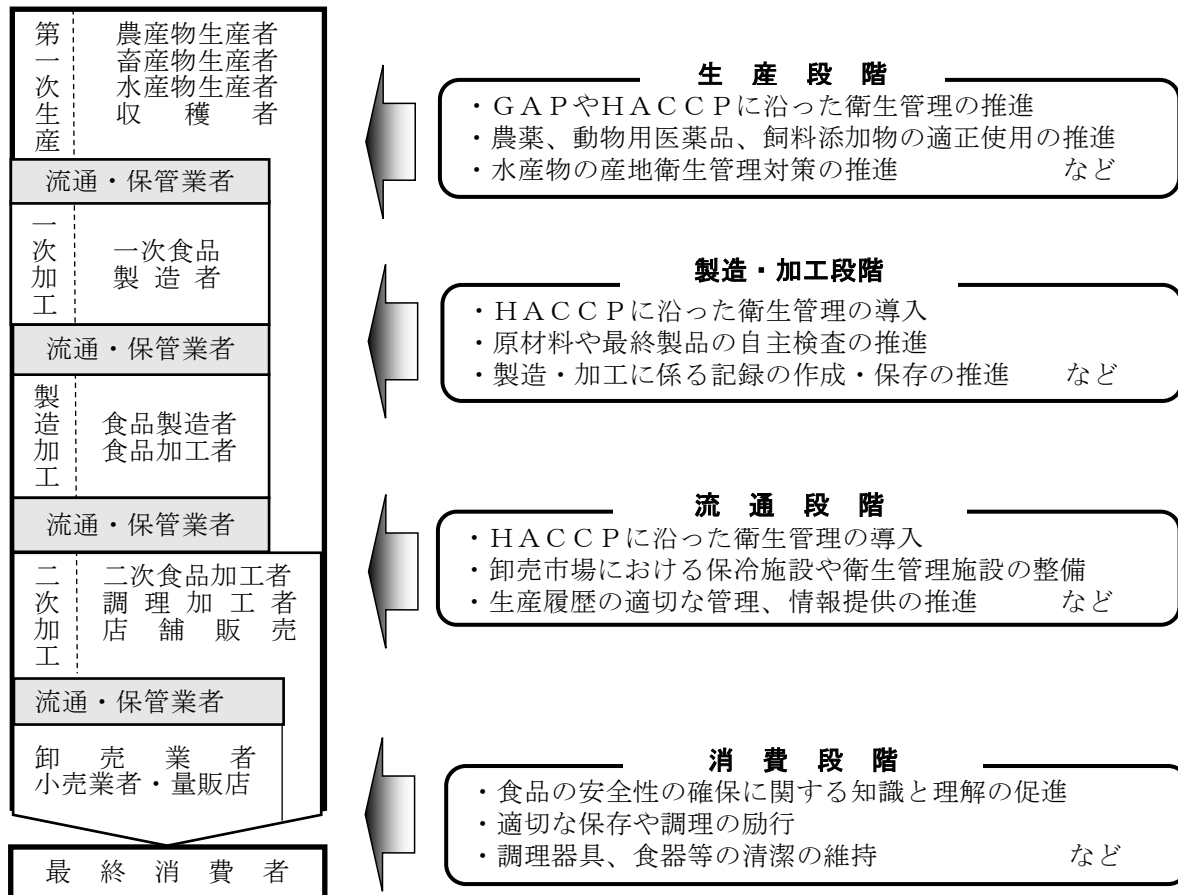
緊急事態への対処等に関する体制



第3部 第2 1 食品の衛生管理の推進関係

フードチェーンにおける安全性の確保

消費者に安全な食品を提供するためには、農林水産物の生産から食品の製造・加工、販売、消費に至るフードチェーン（食品供給行程）の各段階において、安全性の確保に係る必要な対策が講じられることが重要であり、道では、食品等の検査や監視指導などを通じて、これらの対策が適切に実施されているかを検証することとしています。



第3部 第2 1 食品の衛生管理の推進関係

北海道HACCP自主衛生管理認証制度

北海道では食品等事業者のHACCPに基づく自主衛生管理を一層推進し、道産食品の安全性の向上を図るため、平成19年度に「北海道HACCP自主衛生管理認証制度」を創設しました。

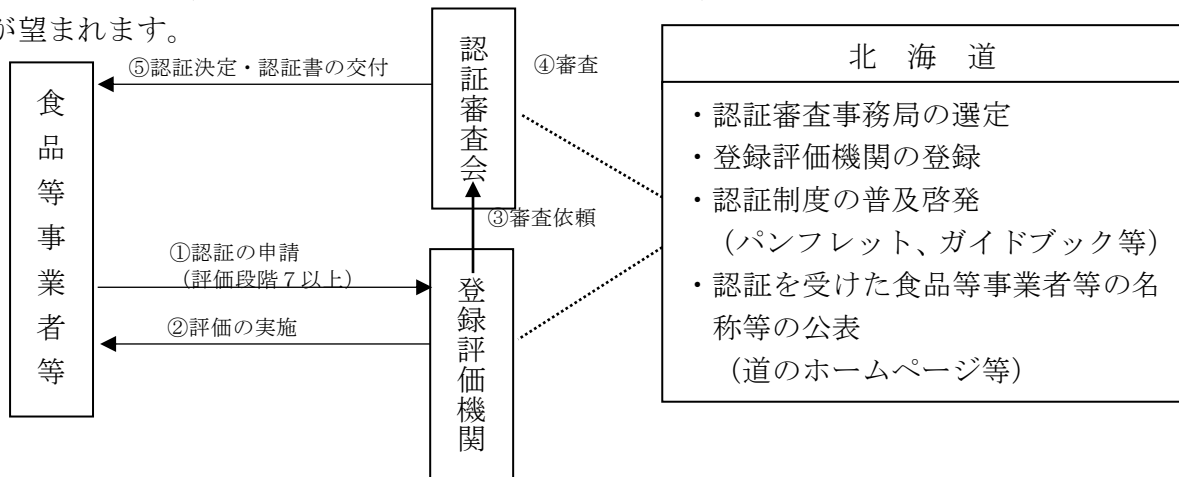
この制度は、食品等事業者が行う自主衛生管理について、申請に基づき、北海道が独自に定めた基準を満たしているかを審査の上、認証するものです。

対象となる施設は①食品を製造、加工している施設、②スーパーマーケットなどのいわゆるバックヤード部門を有する施設、③給食施設、大型ホテル・旅館などの大量調理施設です。

今後、多数の食品関係施設が本制度に参加し、道産食品の衛生的付加価値を高めていくことが望まれます。



北海道HACCP
自主衛生管理認証制度
認証マーク



【認証の基準】

北海道が作成した「評価調書」による評価及び認証審査会の結果、1～8までの評価段階のうち段階7以上と認められた場合に認証されます。

評価段階	内容
段階8 : ☆☆☆☆☆	HACCPに基づいた高度な自主管理を実施しています
段階7 : ☆☆☆☆	HACCPに基づいた自主管理に積極的に取り組んでいます
段階6 : ☆☆☆	HACCPに基づいた自主管理に取り組んでいます
段階5 : ☆☆	HACCPに基づいた自主管理に取り組み始めました
段階4 : ☆	自主管理ができており HACCP に基づいた取り組みが可能です
段階3 :	自主管理に積極的に取り組んでいます
段階1～2 :	自主管理に取り組み始めました
段階1未満 :	もう少し努力しましょう

第3部 第2 2(1) クリーン農業及び有機農業の推進関係

YES!clean 表示制度の概要

道内で生産された農産物を対象に、農産物ごとに定められた化学肥料・化学合成農薬の使用の削減など、一定の基準を満たした生産集団が生産・出荷する農産物に、「YES!clean マーク」を表示し、併せて化学肥料の使用量や化学合成農薬の成分使用回数などの栽培情報を消費者へ知らせる道独自の制度です。

北海道クリーン農業推進協議会が定める「北のクリーン農産物表示要領」に基づいており、平成12年に制度がスタートし、16年産からは全道一律の数値基準に基づいた登録を行っています。



北海道安心ラベル

生産集団名 □□□□□□□□□□
 代表者名(任意) □□□□□□□□
 登録番号 第□□□□□□□□号
 連絡先 □□□□□□□□□□
 住所 □□□□□□□□□□
 電話番号 □□□□□□□□□□
 化学肥料使用量(窒素成分/10a) ○kg以下
 慣行レベルとの比較 ○割以上減
 化学合成農薬成分使用回数 ○回以下
 慣行レベルとの比較 ○割以上減
 集団URL等(任意)

北海道クリーン農業推進協議会
<http://www.yesclean.jp/>

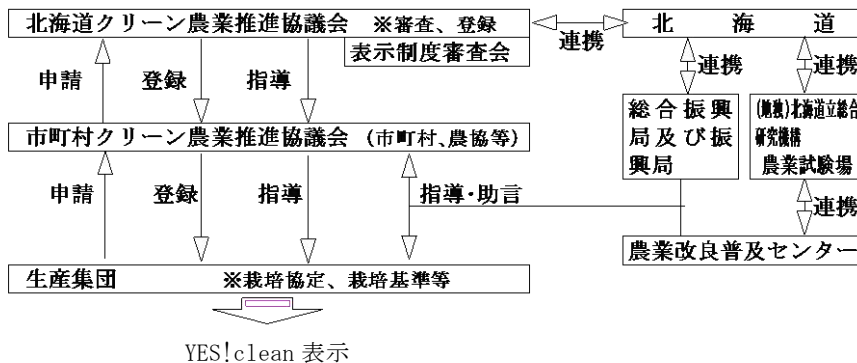
〈YES!clean 農産物の要件〉

- 1 道内で生産されていること。
- 2 総窒素・化学肥料使用量、化学合成農薬使用回数など登録基準(※)に適合していること。
- 3 生産集団の定める栽培基準に基づいて生産されていること。
- 4 他の農産物と分別収穫・保管・出荷されていること。

※ 登録基準

栽培方法	堆肥等の投入による土づくりに努め、化学肥料や化学合成農薬の使用を最小限にとどめる栽培とする。
たねや苗	遺伝子組換えのものを使用しないこと。
肥料及び化学肥料	定期的に土壌診断を実施。土壌診断に基づく肥料の投入量が使用基準を満たすこと。
農薬	法律や道の使用基準に従った農薬を使っていること。農薬の使用成分の使用回数が基準を満たしていること。
その他の基準	水稻は、有人航空防除をしないこと。 ばれいしょは、茎葉枯凋剤を使用しないこと。

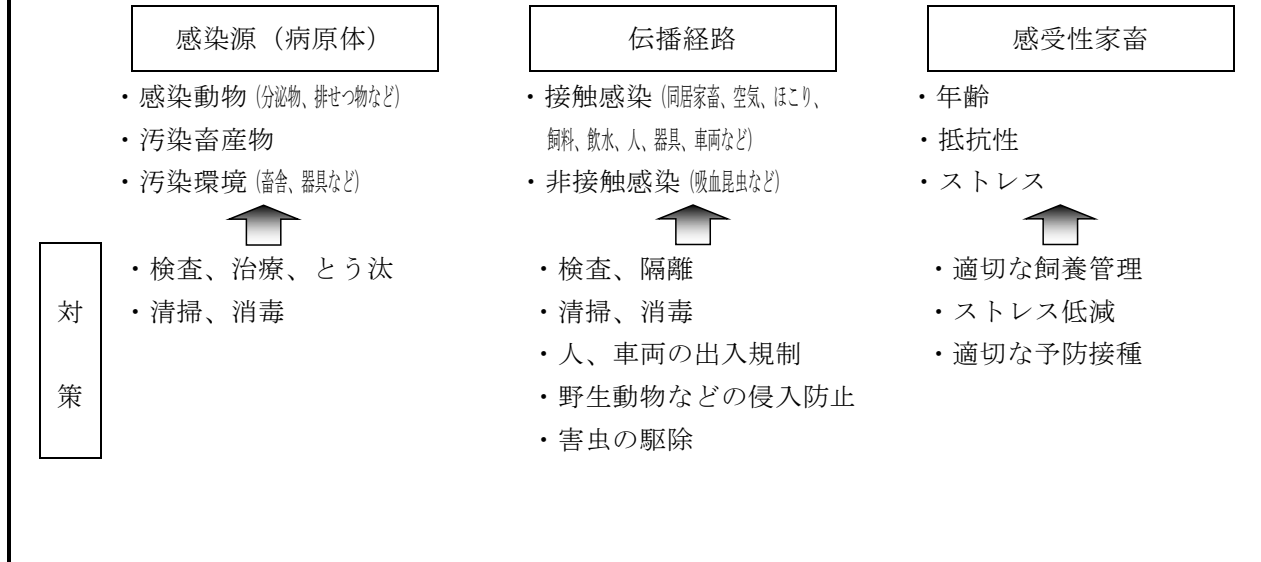
〈登録手続き等の流れ〉



第3部 第2 2(3) 家畜伝染病の発生の予防及びまん延の防止関係

家畜の伝染病予防のポイント

病原体と家畜の間で感染が成り立つには、①病原体が存在する感染源があること、②家畜までの伝播経路があること、③病原体を受け入れる家畜（感受性家畜）がいること、の3つの条件が必要で、予防に当たっては、項目ごとに対策を徹底することが重要です。



第3部 第2 3 (2) 貝類の安全確保関係

貝類規制基準等

(1) 貝毒の主な症状

貝毒には、痺れが主な症状である麻痺性貝毒と、下痢・腹痛などが主な症状である下痢性貝毒が知られています。

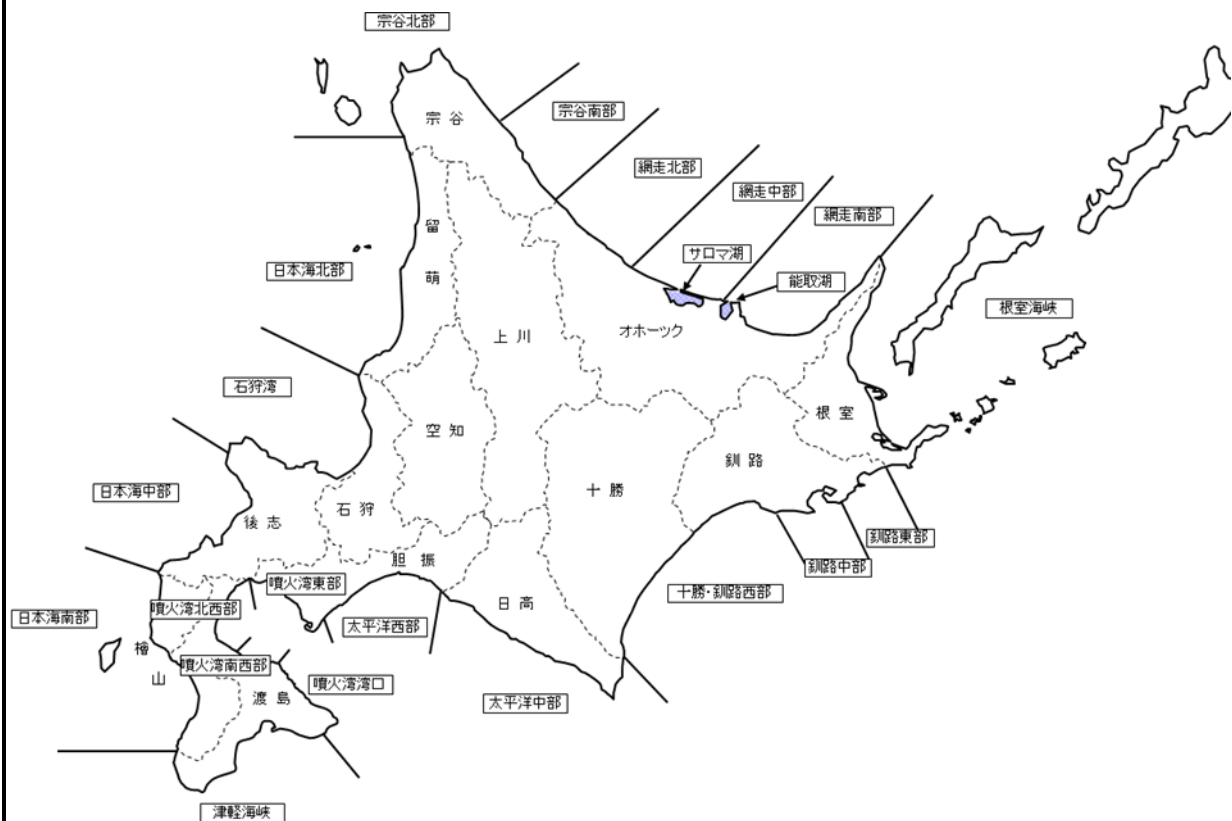
(2) 出荷規制基準

「北海道における二枚貝等の貝毒管理要綱」の規定により、出荷規制基準が定められています。自粛規制は、道関係部と道漁連が協議し、二枚貝等の安全流通を担保するため、出荷規制基準として定められています。

貝毒の種類	規制区分	部 位	貝毒の規制基準値
麻痺性貝毒	自粛規制	可食部	3 MU/ g
		中腸腺	20MU/ g
	自主規制	可食部	4 MU/ g
下痢性貝毒	自粛規制	可食部	0.08mg O A 当量/kg
	自主規制	可食部	0.16mg O A 当量/kg

注) MU : マウスユニット。 O A : オカダ酸。

ホタテガイ生産海域図



資料：北海道水産林務部

第3部 第3 1 (1) 食品の表示に関する監視体制の整備、適正な表示の促進関係

道産食品登録制度

北海道の豊かな自然環境の下で生産された原材料を使用して、北海道内で製造・加工された道産へのこだわりの加工食品を登録する制度で、第三者機関が登録します。

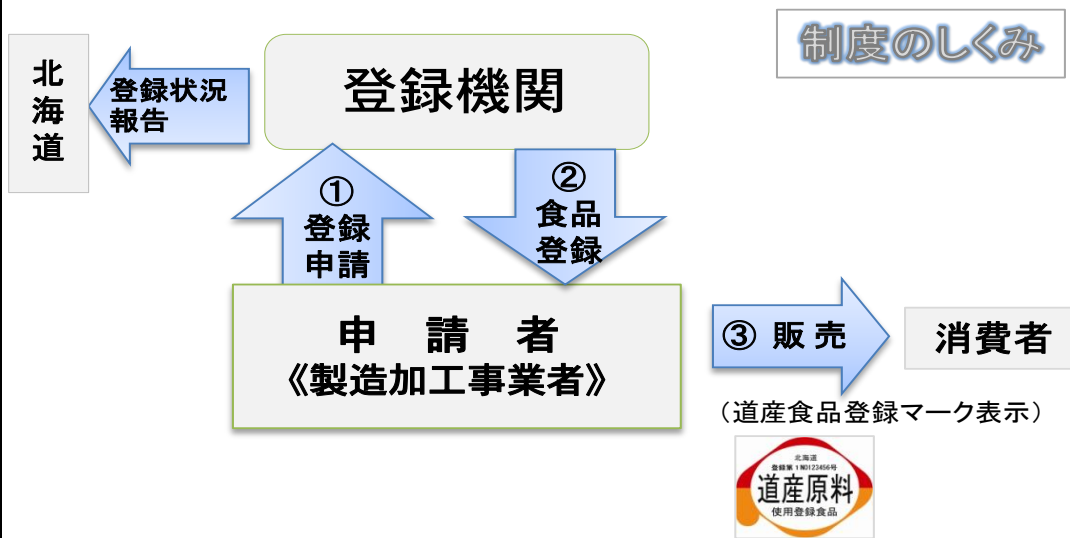
登録された加工食品には、道が定めた登録マークと原料の原産地を表示します。



登録基準

次のすべての要件に該当する加工食品とします。

- 1 製造加工地
北海道内で製造・加工したものとします。
- 2 原材料
 - ・ 道産の農産物、畜産物、水産物、林産物及びこれらを原材料として加工したものを使用したものとします。
 - ・ ミネラルウォーター類（容器入り飲料水）については、道産の水を使用したものとします。
 - ・ 糖類を主な原材料とする食品については、糖類が道産とします。（糖類の重量が上位3位以内で、かつ原材料に占める重量割合が5%以上のもの）
 - ・ 食塩、調味料、添加物などの原材料については道産に限定しません。
- 3 表示
 - ・ 道産原材料については、北海道産と表示します。（記載可能なものは市町村名やその他一般に知られた地名を表示）
 - ・ 製造者（又は加工者）氏名（法人の場合は、その名称）、製造所（又は加工所）の所在地を記載します。（製造所固有記号の併記は可能です。）
- 4 商品形態
最終の出荷形態と消費者の入手形態が同一のものとします。



第3部 第4 2 (2) 地産地消の推進関係

地産地消関連の主な表示・認証等のマーク		
<p>愛食の日</p> 	<p>愛食レストラン</p> 	<p>愛食応援団</p> 
<p>麦チェン</p> 	<p>YES!clean</p> 	<p>きらりっぷ</p> 
<p>道産食品登録制度</p> 	<p>北海道食品機能性表示制度</p> 	<p>北のハイグレード食品</p> 
<p>北海道愛食大使</p> 		
<p>有機JAS表示制度</p> 	<p>MEL</p> 	<p>MSC</p> 

※太枠は道独自のマーク

資 料

「第5次北海道食の安全・安心基本計画」策定の経過等

令和5年（2023年）

3月15日 令和4年度第4回北海道食の安全・安心委員会

- ・知事から同委員会に対して
「第5次北海道食の安全・安心基本計画」の策定について諮問

7月24日 令和5年度第1回北海道食の安全・安心委員会

- ・「第5次北海道食の安全・安心基本計画」骨子（案）について審議

8～9月 地域意見交換会

- ・全道5箇所

11月20日 令和5年度第2回北海道食の安全・安心委員会

- ・「第5次北海道食の安全・安心基本計画」素案について審議

11月28日 道民からの意見募集（12月28日まで）

- ・18件の意見提出

令和6年（2024年）

2月7日 令和5年度第3回北海道食の安全・安心委員会

- ・「第5次北海道食の安全・安心基本計画」（案）について審議
- ・北海道食の安全・安心委員会から知事に対して答申（予定）

食 政 第 1 2 1 1 - 2 号
令和 5 年（2023 年）3 月 15 日

北海道食の安全・安心委員会
会 長 西 邑 隆 徳 様

北海道知事 鈴 木 直 道

第 5 次「北海道食の安全・安心基本計画」について（諮問）

このことについて、北海道食の安全・安心条例（平成 17 年北海道条例第 9 号）第 9 条第 4 項の規定に基づき、次のとおり貴委員会に意見を求めます。

記

（諮問理由）

北海道食の安全・安心条例第 9 条第 1 項の規定に基づく、第 5 次「北海道食の安全・安心基本計画」を定めるにあたり、貴委員会の意見を求めるものです。

(答申文)

北海道食の安全・安心条例

平成17年3月31日条例第9号
改正

平成21年3月31日条例第15号
平成22年6月29日条例第38号
平成26年10月14日条例第98号
平成27年7月21日条例第47号
平成30年3月30日条例第30号
令和2年10月13日条例第88号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 食の安全・安心のための施策

第1節 基本的施策等（第9条—第14条）

第2節 安全で安心な食品の生産及び供給（第15条—第21条）

第3節 道民から信頼される表示及び認証の推進（第22条・第23条）

第4節 情報及び意見の交換、相互理解の促進等（第24条—第27条）

第3章 北海道食の安全・安心委員会（第28条—第35条）

附則

食は人の生命の基本であり、日常の生活の中で安全で安心な食品を摂ることは、心身の健康を維持するための根幹として重要である。

今、私たちは、豊かな食生活を享受しているが、牛海綿状脳症の発生や食品の表示の偽装などにより私たちの食品に対する信頼が大きく揺らぐとともに、有害物質による水や農地などの汚染が食品の安全性に与える影響も懸念されている。

このような状況の中で、将来にわたって食品の生産のための良好な環境を保全し、生命と健康の基本である食の安全及び安心を確保することは、私たちすべての願いである。

北海道は、我が国最大の食料生産地域であり、食に関連する産業が地域経済において重要な役割を担っている。こうした特色を持つ本道において、行政、生産者、食に関連する事業者そしてすべての道民が、食の重要性に対する自覚を持ち、食に係る消費者の権利を尊重するとともに、食の安全及び安心に関するそれぞれの責務と役割を協働して果たすことは、大きな意義を有する。

ここに、食の安全及び安心を確保するための決意を明らかにし、道民の健康を守るとともに、消費者から信頼される安全で安心な食品の生産及び供給に寄与することとするため、道民の総意としてこの条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、食の安全・安心に関し、基本理念を定め、並びに道及び生産者等の責務並びに道民の役割を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項を定めることにより、食の安全・安心に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって道民の健康の保護並びに消費者に信頼される安全で安心な食品の生産及び供給に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 食の安全・安心 食品の安全性及び食品に対する消費者の信頼を確保することをいう。
- (2) 食品 すべての飲食物（その原料又は材料として使用する農林水産物を含み、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）に規定する医薬品、医薬部外品及び再生医療等製品を除く。）をいう。
- (3) 生産者等 肥料、農薬、飼料、飼料添加物、動物用の医薬品その他食品の安全性に影響を及ぼすおそれがある農林漁業の生産資材、食品若しくは添加物（食品衛生法（昭和22年法律第233号）第4条第2項に規定する添加物をいう。）又は器具（同条第4項に規定する器具をいう。）若しくは容器包装（同条第5項に規定する容器包装をいう。）の生産、輸入又は販売その他の事業活動を行う事業者をいう。
- (4) 関係法令 食品安全基本法（平成15年法律第48号）、食品衛生法、農薬取締法（昭和23年法律第82号）、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）、日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）、と畜場法（昭和28年法律第114号）、水道法（昭和32年法律第177号）、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）、牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）、健康増進法（平成14年法律第103号）、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成21年法律第26号）、食品表示法（平成25年法律第70号）その他食の安全・安心に関連する法令（条例及び規則を含む。）で現に効力を有するものをいう。

（基本理念）

第3条 食の安全・安心に関する施策の推進に当たっては、次に掲げる事項を基本とする。

- (1) 道民の安全で安心な食品の選択の機会を確保すること。
- (2) 道民の健康を保護することが最も重要であるという認識の下に取り組むこと。
- (3) 道民の要望及び意見を反映するとともに、生産者等その他の道民との協働により取り組むこと。
- (4) 食品の生産から消費に至る各段階において実施すること。

（道の責務）

第4条 道は、前条に定める基本理念にのっとり、食の安全・安心に関する施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

2 道は、食の安全・安心に関する施策を推進するに当たっては、国、他の都府県及び市町村と緊密な連携を図らなければならない。

（生産者等の責務）

第5条 生産者等は、関係法令を遵守するとともに、その事業活動に係る食品その他の物が道民の生命及び健康に直接影響を及ぼす責任を自覚し、自主的に食品の安全性の確保に取り組まなければならない。

2 生産者等は、その事業活動に係る食品その他の物に関する正確かつ適切な情報の道民への提供を積極的に行うよう努めるとともに、国、道又は市町村が実施する食の安全・安心に関する施策（次条第2項において「国等の施策」という。）に協力しなければならない。

（道民の役割）

第6条 道民は、食品の消費に際し、その安全性を損なうことがないよう適切に行動し、並びに食品の安全性、食生活、地域の食文化等食の安全及び安心に関する知識及び理解を深めるよう努めなければならない。

2 道民は、国等の施策及び生産者等の取組に対し食の安全・安心に関する意見を表明し、又は提案し、並びに国等の施策に協力するよう努めるものとする。

(国への協力要請及び意見等の提出)

第7条 道は、食の安全・安心を図るため、国に対し必要な協力を求めるとともに、積極的に意見を述べ、又は提言を行うものとする。

(年次報告等)

第8条 知事は、毎年、議会に食の安全・安心に関して講じた施策等に関する報告を提出するとともに、これを道民に公表しなければならない。

第2章 食の安全・安心のための施策

第1節 基本的施策等

(基本計画)

第9条 知事は、食の安全・安心に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、食の安全・安心に関する施策の目標及び内容について定めるものとする。

3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、道民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、北海道食の安全・安心委員会の意見を聴かななければならない。

5 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(情報の提供)

第10条 道は、食の安全・安心に関する情報の収集及び分析を行い、正確かつ適切な情報を道民に提供しなければならない。

(食品等の検査及び監視)

第11条 道は、食品等の安全性及び食品の表示に対する消費者の信頼の確保を図るため、総合的かつ計画的な食品等の検査及び監視又は指導その他の必要な措置を講ずるものとする。

(人材の育成)

第12条 道は、食品の安全性、地域の食文化等食の安全及び安心に関する専門的な知識を有する人材を育成するために必要な措置を講ずるものとする。

(研究開発の推進)

第13条 道は、科学的知見に基づき食の安全・安心を図るため、研究開発の推進及びその成果の普及その他の必要な措置を講ずるものとする。

(緊急の事態への対処等に関する体制の整備等)

第14条 道は、食品を摂取することにより道民の健康に係る重大な被害が発生し、又は発生するおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生の防止に必要な体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

第2節 安全で安心な食品の生産及び供給

(食品の衛生管理の推進)

第15条 道は、食品（生産過程にある物を含む。）の衛生管理の向上を図るため、生産者等に対する普及啓発、技術的助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(農産物等の安全及び安心の確保)

第16条 道は、クリーン農業（化学肥料及び化学的に合成された農薬の使用を節減する等環境への負荷を低減させる農業をいう。）及び有機農業（有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号）第2条に規定する有機農業をいう。）を推進するため、技術の開発及びその成果の

普及、これらの農業を行う者に対する流通、販売等に係る支援、生産基盤の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

第17条 道は、遺伝子組換え作物（遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）第2条第2項に規定する遺伝子組換え生物等であつて、作物その他の栽培される植物であるものをいう。以下この条において同じ。）の栽培等に起因する遺伝子組換え作物と他の作物との交雑及び遺伝子組換え作物の他の作物への混入の防止に関し必要な措置を講ずるものとする。

第18条 道は、家畜伝染病の発生の予防及びまん延の防止を図るため、家畜伝染病の検査及び監視、防疫の体制の整備、技術開発の推進及びその成果の普及その他の必要な措置を講ずるものとする。

（水産物の安全及び安心の確保）

第19条 道は、生鮮水産物の鮮度の保持に必要な技術開発の推進及びその成果の普及、生産者等の取組に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 道は、貝毒等による食中毒の防止に必要な検査、生産者等が行う自主的な貝毒等の検査の実施に対する指導及びその検査体制の整備に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

（生産資材の適正な使用等）

第20条 道は、農産物等に係る農薬の適正な使用等を図るため、生産者等に対する指導、啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 道は、動物用の医薬品の適正な使用等を図るため、生産者等に対する指導、啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 道は、飼料及び飼料添加物の適正な使用並びに飼料の自給度の向上を図るため、飼料及び飼料添加物の検査、技術開発の推進及びその成果の普及、生産者等に対する指導その他の必要な措置を講ずるものとする。

（生産に係る環境の保全）

第21条 道は、農用地の土壌の汚染を防止するため、生産資材の適正な使用に係る指導、有害物質の低減化のための技術開発の推進及びその成果の普及その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 道は、水域環境の保全を図るため、水質等の監視、家畜排せつ物の適正な管理の促進、森林の整備、生産基盤の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 道は、硝酸性窒素等による地下水の汚染の防止に関し、地下水の検査及び監視、技術開発の推進及びその成果の普及、市町村に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

第3節 道民から信頼される表示及び認証の推進

（適正な食品の表示の促進等）

第22条 道は、道民の安全で安心な食品の選択に資するため、食品の表示に関する監視体制を整備するとともに、生産者等に対する指導及び普及啓発その他の必要な措置を講じ、生産者等による適正な食品の表示を促進するものとする。

2 道は、道民の安全で安心な食品の選択に資するため、生産者等の食品に係る生産過程の正確かつ適切な情報の記録、保管、伝達及び提供の促進に必要な助言その他の措置を講ずるものとする。

（道産食品の認証制度の推進）

第23条 道は、道産の食品のうち、道内で生産された農林水産物又はこれを原材料として道内で加工されたものであつて、安全かつ安心で優良な品質特性を有するものの認証に係る制度の普及に必要な措置を講ずるものとする。

第4節 情報及び意見の交換、相互理解の促進等

(情報及び意見の交換等)

第24条 道は、食の安全・安心に関し、道、道民及び生産者等が相互に情報及び意見の交換を行い、道民及び生産者等が理解を深めるために必要な措置を講ずるものとする。

(食育の推進)

第25条 道は、食育（食に関する知識及び食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることをいう。）を推進するため、普及啓発、学校、家庭及び地域における食に関する教育及び取組の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 道は、道内で生産された安全で安心な食品を消費することにより道民が食の安全及び安心に対する理解を深められるよう、普及啓発、情報の発信、地域の食材の利用の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(道民からの申出)

第26条 道民は、食品の安全性又は食品の表示に対する信頼が損なわれる事態が発生したと認められる情報又はそのおそれがあると認められる情報を得たときは、知事に対して適切な対応をするよう申出をすることができる。

2 知事は、前項の申出があった場合において、相当の理由があると認めるときは、関係法令に規定する必要な措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第27条 道は、食の安全・安心に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 北海道食の安全・安心委員会

(設置)

第28条 北海道における食の安全・安心を図るため、知事の附属機関として、北海道食の安全・安心委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第29条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 知事の諮問に応じ、食の安全・安心に関する重要事項を調査審議すること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、この条例の規定によりその権限に属させられた事務
- 2 委員会は、食の安全・安心に関し必要と認める事項を知事に建議することができる。

(組織)

第30条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

(委員及び特別委員)

第31条 委員及び特別委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 消費者であって、食の安全・安心に関する知見を有するもの
- (3) 生産者等（法人にあっては、その役職員）
- (4) 前3号に掲げる者のほか、知事が適当と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第32条 委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
(会議)

第33条 委員会の会議は、会長が招集する。

- 2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
(専門部会)

第34条 委員会は、必要に応じ、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、委員会から付託された事項について調査審議するものとする。
- 3 専門部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。
- 4 専門部会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。
(会長への委任)

第35条 この章に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 知事は、この条例の施行後3年を経過した場合及び平成21年4月1日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成21年3月31日条例第15号抄)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。(後略)

附 則 (平成22年6月29日条例第38号)

この条例は、平成22年10月1日から施行する。ただし、第16条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年10月14日条例第98号)

この条例は、平成26年11月25日から施行する。

附 則 (平成27年7月21日条例第47号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日条例第30号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年10月13日条例第88号)

この条例は、令和2年12月1日から施行する。

北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例

平成 17 年 3 月 31 日条例第 10 号
改正

平成 21 年 3 月 31 日条例第 15 号
平成 26 年 3 月 28 日条例第 50 号
平成 31 年 3 月 15 日条例第 35 号
令和 2 年 3 月 31 日条例第 44 号
令和 4 年 7 月 8 日条例第 31 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 3 条）
 - 第 2 章 開放系一般栽培に関する規制（第 4 条—第 16 条）
 - 第 3 章 開放系試験栽培に関する規制（第 17 条—第 20 条）
 - 第 4 章 雑則（第 21 条—第 23 条）
 - 第 5 章 罰則（第 24 条—第 28 条）
- 附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、遺伝子組換え作物の開放系での栽培等を規制することによって、遺伝子組換え作物と一般作物との交雑（以下単に「交雑」という。）及び遺伝子組換え作物の一般作物への混入（以下単に「混入」という。）を防止し、遺伝子組換え作物の開放系での栽培に起因する生産上及び流通上の混乱を防止するとともに、遺伝子組換え作物の開発等に係る産業活動と一般作物に係る農業生産活動との調整を図り、もって現在及び将来の道民の健康を保護するとともに、本道における産業の振興に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 遺伝子組換え作物 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成 15 年法律第 97 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 項に規定する遺伝子組換え生物等であつて、作物その他の栽培される植物であるものをいう。

（2） 一般作物 遺伝子組換え作物以外の作物その他の栽培される植物をいう。

（3） 遺伝子組換え作物の開放系での栽培 遺伝子組換え作物の栽培であつて、法第 2 条第 5 項に規定する第一種使用等（法第 4 条第 1 項の承認を受けた同項に規定する第一種使用規程に従つて実施する食用若しくは飼料用に供するための栽培又は規則で定める隔離ほ場における栽培に限る。）であるものをいう。

（4） 試験研究機関 次に掲げる者であつて、道内に事務所又は事業所を有するものをいう。

ア 国、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人をいう。）又は地方公共団体（試験研究を行う機関を有する者に限る。）

イ 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する大学又は高等専門学校の設置者

ウ 試験研究を業として行う者であつて、規則で定める要件を満たすもの

（5） 研究ほ場 試験研究機関が試験研究の用に供する目的で使用する権原を有するほ場及び施設をいう。

(適用除外)

第3条 この条例の規定は、遺伝子組換え作物の栽培であつて、法第2条第6項に規定する第二種使用等であるものについては、適用しない。

第2章 開放系一般栽培に関する規制

(開放系一般栽培の許可)

第4条 遺伝子組換え作物の開放系での栽培(第17条第1項に規定する開放系試験栽培であつて、試験研究機関が行うものを除く。以下「開放系一般栽培」という。)を行おうとする者は、あらかじめ、開放系一般栽培を行おうとする遺伝子組換え作物ごと及びほ場又は栽培を行う施設(以下「ほ場等」という。)ごとに、知事の許可を受けなければならない。

(許可の申請)

第5条 前条の許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 申請者の氏名及び住所(法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(2) 栽培の目的

(3) 栽培しようとする遺伝子組換え作物及びその種類

(4) ほ場等の所在地

(5) ほ場等の構造及び規模

(6) 栽培期間

(7) 交雑及び混入を防止するための措置(以下「交雑混入防止措置」という。)

(8) 交雑の有無を確認するための方法

(9) その他規則で定める事項

2 前項の申請書には、ほ場等の所在地付近の見取図、ほ場等の構造及び規模を示す図面、次条第1項の規定により開催した説明会の結果の概要を記載した書類その他規則で定める書類を添付しなければならない。

3 第1項第6号の栽培期間は、1年以内とする。ただし、知事が定める場合は、この限りでない。

(説明会の開催)

第6条 前条第1項の規定により申請書を知事に提出しようとする者は、あらかじめ、交雑が生じた場合に多大な影響を受ける範囲として知事が定める範囲内において一般作物を栽培する者その他規則で定める者に対し、当該申請に係る開放系一般栽培の内容を周知させるための説明会(次項において「説明会」という。)を開催しなければならない。

2 前項の規定により説明会を開催しようとする者(以下この項において「説明会開催者」という。)は、その責めに帰することができない事由であつて規則で定めるものにより、説明会を開催することができない場合には、当該説明会を開催することを要しない。この場合において、説明会開催者は、規則で定めるところにより、当該申請に係る開放系一般栽培の内容を周知させるように努めなければならない。

(許可の基準)

第7条 知事は、第4条の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同条の許可をしてはならない。

(1) 当該申請に係る交雑混入防止措置が知事が定める基準に適合していないこと。

(2) 申請者が交雑混入防止措置並びに第13条第1項第4号及び第5号の措置を適確に実施するに足りる人員、資産その他の能力を有していないこと。

(3) 申請者が第15条第1項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者であること。

(4) 申請者がこの条例の規定又はこの条例に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者であること。

(5) 申請者が法人である場合において、その法人の業務を執行する役員の全部又は一部が前2号のいずれかに該当する者であること。

(北海道食の安全・安心委員会の意見の聴取)

第8条 知事は、第4条の許可をしようとするときは、あらかじめ、当該許可の申請に係る交雑混入防止措置に関し、北海道食の安全・安心委員会の意見を聴かなければならない。

(許可の条件)

第9条 知事は、第4条の許可をする場合において、交雑及び混入を防止するために必要があると認めるときは、その必要の限度において、その許可に条件を付することができる。

(許可事項の変更の許可)

第10条 第4条の許可を受けた者（以下「許可栽培者」という。）が、当該許可に係る第5条第1項第5号から第8号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、あらかじめ、知事の許可を受けなければならない。ただし、第13条第1項第5号の場合において同号の措置として変更をしようとするとき、又は規則で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 第6条から前条までの規定は、前項の許可について準用する。

(許可事項の変更の届出)

第11条 許可栽培者は、第5条第1項第1号、第2号、第3号（種類に係る部分に限る。）若しくは第9号に掲げる事項に変更があったとき、又は前条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更があったときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

(開始等の届出)

第12条 許可栽培者は、開放系一般栽培を開始したときは、その開始の日から10日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。開放系一般栽培を休止し、又は廃止したときも、同様とする。

(許可栽培者の遵守事項)

第13条 許可栽培者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 開放系一般栽培を行うほ場等ごとに開放系一般栽培を適正に管理する責任者（次項において「管理責任者」という。）を置くこと。

(2) 当該許可に係る交雑混入防止措置を適正に維持すること。

(3) 栽培した遺伝子組換え作物の処理、収穫物の出荷等に関する状況を記録し、及びその記録を保管すること。

(4) 指標として用いられる当該開放系一般栽培に係る遺伝子組換え作物と同種の一般作物の栽培その他の交雑の有無を確認するための措置を講ずるとともに、当該措置による交雑の有無の確認の結果を、当該開放系一般栽培が終了した後、遅滞なく、知事に報告すること。

(5) 交雑若しくは混入が生じた場合は、直ちに、その拡大を防止するために必要な措置を講じ、又は交雑若しくは混入を生ずるおそれがある事態が発生した場合は、直ちに、これらを防止するために必要な措置を講ずるとともに、その状況を知事に報告し、及びその指示に従うこと。

2 管理責任者は、前項第2号の規定による交雑混入防止措置の維持、同項第4号の措置及び同項第5号の措置その他規則で定める職務を行うものとする。

(勧告)

第14条 知事は、交雑及び混入を防止するために必要があると認めるときは、許可栽培者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。

2 知事は、前項の規定による勧告を受けた許可栽培者が、正当な理由がないのにその勧告に係る措置を講じなかったときは、当該許可栽培者に対し、その勧告に係る措置を講ずべきことを命ずることができる。

(許可の取消し等)

第15条 知事は、許可栽培者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可栽培者に対し、交雑及び混入を防止するために必要な限度において、第4条又は第10条第1項の許可を取り消し、変更し、その条件を変更し、又は新たに条件を付することができる。この場合において、知事は、第4号の事由により処分をしようとするときは、あらかじめ、北海道食の安全・安心委員会の意見を聴くことができる。

(1) 第13条第1項第2号若しくは第5号(必要な措置を講ずる部分に限る。)の規定又はこの条例に基づく処分に違反したとき。

(2) 第7条各号のいずれかに該当することとなったとき。

(3) この条例の規定による許可に付した条件に違反したとき。

(4) 第4条若しくは第10条第1項の許可の時には予想することができなかつた環境の変化又はこれらの許可の日以降における科学的知見の充実により当該許可に従って開放系一般栽培がなされるとした場合においてもなお交雑又は混入を防止することができないと認められるに至ったとき。

(5) 偽りその他不正な手段により、第4条又は第10条第1項の許可を受けたとき。

2 知事は、許可栽培者が、第13条第1項第4号(報告に係る部分を除く。)若しくは第5号(知事の指示に係る部分に限る。)の規定に違反したとき、又は前項第4号に該当するときは、当該許可栽培者に対し、交雑及び混入を防止するために必要な限度において、開放系一般栽培の中止を命ずることができる。この場合において、知事は、同号の事由により命令をしようとするときは、あらかじめ、北海道食の安全・安心委員会の意見を聴くことができる。

3 知事は、許可栽培者が、第11条、第12条若しくは第13条第1項第1号若しくは第3号の規定に違反したとき、又は第1項第4号に該当するときは、当該許可栽培者に対し、交雑及び混入を防止するために必要な限度において、期限を定めて交雑混入防止措置の変更その他の必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。この場合において、知事は、同号の事由により命令をしようとするときは、あらかじめ、北海道食の安全・安心委員会の意見を聴くことができる。

(手数料)

第16条 第4条又は第10条第1項の許可を受けようとする者は、手数料を、当該許可を申請する際に北海道収入証紙で納めなければならない。

2 前項の手数料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第4条の許可に係る手数料 1件につき32万5,500円

(2) 第10条第1項の許可に係る手数料 1件につき21万7,460円

3 前項第1号に定める手数料の額は、当該受けようとする許可に係る第5条第1項第1号から第5号まで、第7号及び第8号に掲げる事項その他知事が定める事項が直近において受けた許可(第10条第1項の許可を受けたときは、その変更後のもの。以下この項において同じ。)に係るこれらのもの同一の内容であつて、直近において受けた許可に係る栽培と当該受けようとする許可に係る栽培が連続したものとして知事が定める場合にあつては、前項第1号の規定にかかわらず、1件につき11万5,270円とする。

第3章 開放系試験栽培に関する規制

(開放系試験栽培の届出)

第17条 研究ほ場における遺伝子組換え作物の開放系での栽培（試験研究目的であるものに限る。以下「開放系試験栽培」という。）を行おうとする試験研究機関は、当該開放系試験栽培を開始しようとする日の90日前までに、開放系試験栽培を行おうとする遺伝子組換え作物ごと及び研究ほ場ごとに、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

（1） 試験研究機関の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

（2） 栽培試験の目的

（3） 栽培しようとする遺伝子組換え作物及びその種類

（4） 研究ほ場の所在地

（5） 研究ほ場の構造及び規模

（6） 栽培期間

（7） 交雑混入防止措置

（8） 交雑の有無を確認するための方法

（9） その他規則で定める事項

2 前項の規定による届出には、研究ほ場の所在地付近の見取図、研究ほ場の構造及び規模を示す図面、第19条第1項において準用する第6条第1項の規定により開催した説明会の結果の概要を記載した書類その他規則で定める書類を添付しなければならない。

3 第1項第6号の栽培期間は、1年以内とする。ただし、知事が定める場合は、この限りでない。

4 第1項第7号の交雑混入防止措置は、第7条第1号の知事が定める基準に適合するものでなければならない。

（変更事項の届出）

第18条 前条第1項の規定による届出をした試験研究機関（以下「届出試験研究機関」という。）が、当該届出に係る同項第5号から第8号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、当該変更を行おうとする日の90日前までに、知事に届け出なければならない。ただし、次条第2項において準用する第13条第1項第5号の場合において同号の措置として変更をしようとするとき、又は規則で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 前条第4項の規定は、前項本文の規定による届出について準用する。

（準用）

第19条 第6条の規定は、第17条第1項又は前条第1項本文の規定による届出をしようとする試験研究機関について準用する。この場合において、第6条第1項及び第2項中「当該申請に係る開放系一般栽培」とあるのは、「当該届出に係る開放系試験栽培」と読み替えるものとする。

2 第11条から第14条までの規定は、届出試験研究機関について準用する。この場合において、第11条中「第5条第1項第1号、第2号、第3号（種類に係る部分に限る。）若しくは第9号」とあるのは「第17条第1項第1号、第2号、第3号（種類に係る部分に限る。）若しくは第9号」と、「前条第1項ただし書」とあるのは「第18条第1項ただし書」と、第12条中「開放系一般栽培」とあるのは「開放系試験栽培」と、第13条第1項第1号中「開放系一般栽培」とあるのは「開放系試験栽培」と、「ほ場等」とあるのは「研究ほ場」と、「管理する責任者」とあるのは「管理する研究員」と、「管理責任者」とあるのは「管理研究員」と、同項第2号中「当該許可」とあるのは「当該届出」と、同項第3号中「栽培した遺伝子組換え作物」とあるのは「開放系試験栽培に用いた遺伝子組換え作物」と、「出荷等」とあるのは「使用及び搬出等」と、同項第4号中「当該開放系一般栽培」とあるのは「当該開放系試験栽培」と、同条第2項中「管理責任者」とあるのは「管理研究員」と、「前項第2号」とあるのは「第19条第2項において準用する第13条第1項第2号」と、「同項第4号」とあるのは「第19条第2項におい

て準用する第13条第1項第4号」と、「同項第5号」とあるのは「第19条第2項において準用する第13条第1項第5号」と読み替えるものとする。

(中止命令等)

第20条 知事は、届出試験研究機関が次の各号のいずれかに該当するときは、当該届出試験研究機関に対し、交雑及び混入を防止するために必要な限度において、開放系試験栽培の中止を命ずることができる。この場合において、知事は、第2号又は第3号の事由により命令をしようとするときは、あらかじめ、北海道食の安全・安心委員会の意見を聴くことができる。

(1) 前条第2項において準用する第13条第1項第2号、第4号(報告に係る部分を除く。)

若しくは第5号(報告に係る部分を除く。)の規定又はこの条例に基づく処分に違反したとき。

(2) 第17条第1項又は第18条第1項本文の規定による届出があったとき。

(3) 第17条第1項若しくは第18条第1項本文の規定による届出の時には予想することができなかった環境の変化又はこれらの届出の日以降における科学的知見の充実により当該届出に従って開放系試験栽培がなされるとした場合においてもなお交雑又は混入を防止することができないと認められるに至ったとき。

(4) 偽りその他不正な手段により、第17条第1項又は第18条第1項本文の規定による届出をしたとき。

2 知事は、届出試験研究機関が、前条第2項において準用する第11条、第12条若しくは第13条第1項第1号若しくは第3号の規定に違反したとき、又は前項第2号若しくは第3号のいずれかに該当するときは、当該届出試験研究機関に対し、交雑及び混入を防止するために必要な限度において、期限を定めて交雑混入防止措置の変更その他の必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。この場合において、知事は、同項第2号又は第3号の事由により命令をしようとするときは、あらかじめ、北海道食の安全・安心委員会の意見を聴くことができる。

第4章 雑則

(情報の申出)

第21条 道民は、交雑又は混入が生じたと認められる情報又は生じるおそれがあると認められる情報を入手したときは、知事に適切な対応をするよう申し出ることができる。

(報告徴収等)

第22条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、許可栽培者若しくは届出試験研究機関に対し、交雑混入防止措置の実施状況その他の必要な事項について報告を求め、又はその職員に、開放系一般栽培若しくは開放系試験栽培を行う場所に立ち入らせ、遺伝子組換え作物、施設、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入り、検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(規則への委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 罰則

第24条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 第4条の許可を受けずに開放系一般栽培を実施した者

(2) 虚偽の申請をして第4条の許可を受け、開放系一般栽培を実施した者

(3) 第10条第1項の許可を受けずに第5条第1項第5号から第8号までに掲げる事項を変更した者

(4) 虚偽の申請をして第10条第1項の許可を受け、第5条第1項第5号から第8号までに掲げる事項を変更した者

第25条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

(1) 第15条第2項又は第20条第1項の規定による命令に違反した者

(2) 第17条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして開放系試験栽培を実施した者

(3) 第18条第1項本文の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして第17条第1項第5号から第8号までに掲げる事項を変更した者

第26条 第15条第3項又は第20条第2項の規定による命令に違反した者は、30万円以下の罰金に処する。

第27条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

(1) 第13条第1項第4号又は第5号（これらの規定を第19条第2項において準用する場合を含む。）の規定による報告をしなかった者

(2) 第22条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした者

第28条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第24条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、平成17年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 第4条の許可を受けようとする者は、この条例の施行前においても、第5条、第6条並びに第16条第1項及び第2項の規定の例により、その許可の申請を行うことができる。

3 第17条第1項の規定による届出をしようとする試験研究機関は、この条例の施行前においても、第17条及び第19条第1項において準用する第6条の規定の例により、その届出を行うことができる。

4 この条例の施行の際現に実施している遺伝子組換え作物の開放系での栽培については、平成18年12月31日までの間、この条例（次項を除く。）の規定は、適用しない。

5 前項の遺伝子組換え作物の開放系での栽培を実施している者は、平成18年2月28日までに、知事に届け出なければならない。

（検討）

6 知事は、この条例の施行後3年を経過した場合及び平成21年4月1日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成21年3月31日条例第15号抄）

1 この条例は、公布の日から施行する。（後略）

附 則（平成26年3月28日条例第50号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月15日条例第35号）

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日条例第44号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年7月8日条例第31号）

この条例は、公布の日から施行する。

北海道食の安全・安心推進本部設置要綱

(設置目的)

第1 北海道食の安全・安心条例に基づく施策を総合的かつ計画的に推進するため、道に「北海道食の安全・安心推進本部」（以下、「本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 本部の所掌事項は次のとおりとする。

- (1) 条例に基づく施策の推進に関すること。
- (2) その他食の安全・安心の確保に係る重要事項に関すること。

(組織)

第3 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、知事をもって充てる。
- 3 副本部長は、知事が指定する副知事をもって充てる。
- 4 本部員は、別表第1に定める職にあるものをもって充てる。
- 5 本部長は、必要に応じ、本部員以外の関係職員に対し、会議に出席を求めることができる。

(本部長)

第4 本部長は、本部を代表し、本部の事務を総理する。

(会議の招集)

第5 本部の会議は、本部長が招集する。

(幹事会)

第6 本部に幹事会を置く。

- 2 幹事は、別表第2に定める職にある者をもって充てる。
- 3 幹事は、幹事会を構成し、本部の所掌事項に関し業務の推進及び連絡調整に当たる。
- 4 幹事会に幹事長を置くこととし、農政部食の安全推進監の職にある者をもって充てる。
- 5 幹事会は、幹事長が招集し、主宰する。
- 6 幹事長は、必要に応じ、幹事以外の関係職員に対し、会議に出席を求めることができる。
- 7 幹事長は、必要に応じ、関係課等で構成するワーキンググループを置くことができる。

(事務局)

第7 本部の事務局は、農政部食の安全推進局食品政策課に置く。

(見直し等)

第8 本部は、平成26年4月1日から起算して2年を経過するごとに、社会経済情勢の変化や開催実績等を勘案し、その常設の必要性や効率的な開催方法の見直し等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(その他)

第9 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年 4月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年 6月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年 6月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年 4月 2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年 6月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年 9月 9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年 4月 2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3年 4月 1日から施行する。

別表第1（第3の4項関係）

総務部長、総務部危機管理監、総合政策部長、次世代社会戦略監、環境生活部長、保健福祉部長 経済部長、経済部観光振興監、経済部食産業振興監、水産林務部長、教育庁学校教育監 農政部長、農政部食の安全推進監

別表第2（第6の2項関係）

総務部次長、総務部危機対策局長 総合政策部政策局長、総合政策部地域創生局長、総合政策部科学技術振興担当局長 環境生活部環境局長、環境生活部くらし安全局長 保健福祉部健康安全局長 経済部食関連産業局長、経済部観光局誘客担当局長、経済部地域経済局長 水産林務部水産局長、水産林務部林務局長 教育庁学校教育局指導担当局長 農政部食の安全推進監【幹事長】 農政部食の安全推進局長、農政部生産振興局長、農政部生産振興局技術支援担当局長
--

第 5 次 北 海 道 食 の 安 全 ・ 安 心 基 本 計 画

令和 6 年（2024 年）3 月 発行

発 行 北海道

編 集 農政部食の安全推進局食品政策課

〒060-8588 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目

TEL 011-231-4111（内線 27-653）

011-204-5427（直通）

FAX 011-232-7334

e-mail:shokuan.jyouhou@pref.hokkaido.lg.jp